

基安労発 0428 第 1 号

令和 8 年 4 月 28 日

別記機関の長宛て

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

女性の健康課題に係るマニュアルの周知等の協力依頼について

厚生労働行政の運営につきまして、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」の中間とりまとめ（令和 6 年 11 月 1 日公表）及び今後の労働安全衛生対策について（建議）（令和 7 年 1 月 17 日労審発第 1650 号）に基づき、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 5 号・保発 1223 第 1 号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知）の別紙等を令和 8 年 4 月 28 日付けで一部改正し、一般健康診断問診票に、女性特有の健康課題に関する質問を追加した他、女性の健康課題に係る事業者向けのマニュアル等を厚生労働省ホームページ※に掲載いたしました。

つきましては、女性特有の健康課題で職場において困っている労働者に向け、一般健康診断の機会を利用した問診や近隣の専門医への受診勧奨等の取組み推進のため、傘下会員等に対する当該マニュアル等の周知に御協力をお願いいたします。

※「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」を公表します。

URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68776.html



別記機関

全国中小企業団体中央会

公益社団法人全国労働衛生団体連合会

日本商工会議所

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会

公益社団法人日本産業衛生学会

公益社団法人日本看護協会

公益財団法人結核予防会

独立行政法人労働者健康安全機構

一般社団法人日本病院会

公益財団法人予防医学事業中央会

一般社団法人日本経済団体連合会

全国社会保険労務士連合会

公益社団法人全日本病院協会

一般社団法人日本総合健診医学会

基 発 0428 第 14 号
保 発 0428 第 8 号
令 和 8 年 4 月 28 日

(別記) 事業者団体及び関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について

厚生労働行政の推進について、日頃より格段の御協力を賜り、御礼申し上げます。「今後の労働安全衛生対策について(建議)」(令和7年1月17日労審発第1650号)及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第89号)等を踏まえ、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」(令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号。以下「通知」という。)別紙について、新旧対照表のとおり改正することとしましたので、その趣旨を御理解の上、引き続き、事業者と保険者とが緊密に連携して労働者の健康管理等にお取り組みいただくとともに、貴下会員その他関係機関等に周知いただくよう、お願い申し上げます。

なお、改正後の通知の別紙は別添のとおりです。

○「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」(令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知)別紙等 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別紙) 定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について 1. 定期健康診断等の結果の情報提供等の事業者と保険者の連携の基本的な考え方 保険者は、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づく法定義務の保健事業として、特定健康診査及び特定保健指導を行っている。事業者は健康保険料の一部を負担し、保険者の運営に関わっている。保険者が特定健康診査及び特定保健指導等の保健事業を的確に実施し、医療費適正化に取り組むとともに、制度間の健診の重複を避けるためには、事業者と保険者が緊密に連携し、定期健康診断等の結果を事業者から保険者に迅速かつ確実に情報提供する必要がある。 このため、高確法では、労働者が労働安全衛生法(昭和47年	(別紙) 定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について 1. 定期健康診断等の結果の情報提供等の事業者と保険者の連携の基本的な考え方 保険者は、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づく法定義務の保健事業として、特定健康診査及び特定保健指導を行っている。事業者は健康保険料の一部を負担し、保険者の運営に関わっている。保険者が特定健康診査及び特定保健指導等の保健事業を的確に実施し、医療費適正化に取り組むとともに、制度間の健診の重複を避けるためには、事業者と保険者が緊密に連携し、定期健康診断等の結果を事業者から保険者に迅速かつ確実に情報提供する必要がある。 このため、高確法では、労働者が労働安全衛生法(昭和47年

法律第 57 号。以下「安衛法」という。)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受診した場合は、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとし、保険者から特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施のために健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないこととされている。 また、事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながり、また、労働者が健康になることによって企業の生産性向上、経営改善及び経済成長にもつながるため、労働者及び事業者の双方にとって、取組を進めていくことが望ましいものである。このため、安衛法第 70 条の2第1項の規定に基づき、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第1号)に健康保持増進対策の推進体制を確立するための事業場外資源として「医療保険者」を位置づける等、労働者の健康保持増進の措置として、保険者との連携を推進している。 さらに、令和3年 10 月からは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みが稼働しており、事業者から保険者に提供された定期健康診断等の結果は、保険者を通じてオンライン資格確認等システムに格納されること	法律第 57 号。以下「安衛法」という。)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受診した場合は、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとし、保険者から特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施のために健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないこととされている。 また、事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながり、また、労働者が健康になることによって企業の生産性向上、経営改善及び経済成長にもつながるため、労働者及び事業者の双方にとって、取組を進めていくことが望ましいものである。このため、安衛法第 70 条の2第1項の規定に基づき、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第1号)に健康保持増進対策の推進体制を確立するための事業場外資源として「医療保険者」を位置づける等、労働者の健康保持増進の措置として、保険者との連携を推進している。 さらに、令和3年 10 月からは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みが稼働しており、事業者から保険者に提供された定期健康診断等の結果は、保険者を通じてオンライン資格確認等システムに格納されること
--	--

で、特定健康診査情報としてマイナポータルを用いた本人閲覧の用に供することができるようになっている。 加えて、令和4年1月からは、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。)等において、保険者から保健事業の実施のために健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないこととされている。これにより、保険者は、特定健康診査の対象年齢(40～74 歳)の労働者に加え、40 歳未満の労働者の定期健康診断等の結果についても情報を取得することができ、それに基づく保健指導等を行うことが可能となっている。 <u>その他、令和7年1月にとりまとめられた労働政策審議会の建議においては、月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題について、一般健康診断の機会を活用し、女性労働者本人への気づきを促し、必要な場合には産婦人科医等女性特有の健康課題に係る診療を専門とする医師への早期受診の勧奨や女性特有の健康課題に対する配慮について申し出を行いやすい職場づくりにもつながるよう、本通知が示す一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に係る質問を追加することが適当であることが示され、女性特有の健康課題への対応の推進が期待されている。</u> (略) 2. 定期健康診断等及び特定健康診査の実施と保険者への情	で、特定健康診査情報としてマイナポータルを用いた本人閲覧の用に供することができるようになっている。 加えて、令和4年1月からは、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。)等において、保険者から保健事業の実施のために健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないこととされている。これにより、保険者は、特定健康診査の対象年齢(40～74 歳)の労働者に加え、40 歳未満の労働者の定期健康診断等の結果についても情報を取得することができ、それに基づく保健指導等を行うことが可能となっている。 (略) 2. 定期健康診断等及び特定健康診査の実施と保険者への情
--	--

報提供の方法等

(1) 定期健康診断等及び特定健康診査の一体的な実施

特定健康診査では、既往歴の聴取において服薬歴(※)及び喫煙習慣を聴取することとしている。労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)に規定する定期健康診断等では、既往歴の調査項目に服薬歴及び喫煙歴が位置づけられていないが、事業者と保険者が緊密に連携して労働者の健康増進に取り組む必要があり、服薬歴及び喫煙歴の有無は特定保健指導の対象者の抽出に不可欠な調査項目であること、定期健康診断等では従来からこれらを聴取している場合が多いことから、今後は、原則として、定期健康診断等と特定健康診査の検査項目が同時に実施されるようにすることとし、特定健康診査の必須項目である服薬歴及び喫煙歴を含む問診については別添1を用いて行い、その結果を保険者に提供すること。

ただし、別添1中の女性特有の健康課題に係る質問とその結果については、労働者本人にのみ提供され、事業者には提供されないことから、同様に、保険者に提供される問診の結果の対象とはならないことに留意すること。

なお、定期健康診断等において実施される既往歴及び業務歴の調査、自覚症状の有無の検査について、別添1の問診票の項目以外の項目は医師の判断により適宜追加すること。

何らかの事情により別添1以外の問診票を用いざるを得ず、また、安衛則に基づく健康診断個人票に服薬歴及び喫煙歴の有

報提供の方法等

(1) 定期健康診断等及び特定健康診査の一体的な実施

特定健康診査では、既往歴の聴取において服薬歴(※)及び喫煙習慣を聴取することとしている。労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)に規定する定期健康診断等では、既往歴の調査項目に服薬歴及び喫煙歴が位置づけられていないが、事業者と保険者が緊密に連携して労働者の健康増進に取り組む必要があり、服薬歴及び喫煙歴の有無は特定保健指導の対象者の抽出に不可欠な調査項目であること、定期健康診断等では従来からこれらを聴取している場合が多いことから、今後は、原則として、定期健康診断等と特定健康診査の検査項目が同時に実施されるようにすることとし、特定健康診査の必須項目である服薬歴及び喫煙歴を含む問診については別添1(令和6年4月1日からは別添1の2。以下同じ。)を用いて行い、その結果を保険者に提供すること。

なお、定期健康診断等において実施される既往歴及び業務歴の調査、自覚症状の有無の検査について、別添1の問診票の項目以外の項目は医師の判断により適宜追加すること。

何らかの事情により別添1以外の問診票を用いざるを得ず、また、安衛則に基づく健康診断個人票に服薬歴及び喫煙歴の有

無が記載されていない場合でも、事業者がこれらに関する情報を定期健康診断等の問診等により把握している場合には、健康診断個人票の写しと併せて、その結果を保険者に提供すること。

また、定期健康診断等の実施時に服薬歴及び喫煙歴について聴取を行わなかった場合は、保険者が労働者個人に対して直接に聴取を行う可能性がある旨を周知すること。

なお、定期健康診断等の各検査項目の取り扱いについては、「定期健康診断等における診断項目の取り扱い等について」（平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号。令和 8 年 4 月 28 日一部改定）を参照すること。

（※）服薬歴については、血圧を下げる薬、血糖を下げる薬又はインスリン注射、コレステロールや中性脂肪を下げる薬の使用の有無について聴取することとしている。

（2）定期健康診断等の結果の保険者への情報提供の方法等

無が記載されていない場合でも、事業者がこれらに関する情報を定期健康診断等の問診等により把握している場合には、健康診断個人票の写しと併せて、その結果を保険者に提供すること。

また、定期健康診断等の実施時に服薬歴及び喫煙歴について聴取を行わなかった場合は、保険者が労働者個人に対して直接に聴取を行う可能性がある旨を周知すること。

なお、血糖検査の取り扱いについては、「定期健康診断等における血糖検査の取り扱いについて」（令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 7 号）により、定期健康診断等において、ヘモグロビン A1c 検査を血糖検査として認めるとともに、「随時血糖による血糖検査を行う場合は食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除いて実施すること、また、血中脂質検査の取り扱いについては、定期健康診断等における血中脂質検査の取り扱いについて」（令和 5 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 12 号）により、令和 6 年 4 月 1 日からは、「トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査は、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とすることとしたため、特定健康診査における取り扱いと揃っていることに留意すること。」

（※）服薬歴については、血圧を下げる薬、血糖を下げる薬又はインスリン注射、コレステロールや中性脂肪を下げる薬の使用の有無について聴取することとしている。

（2）定期健康診断等の結果の保険者への情報提供の方法等

①(略) ②定期健康診断等の結果の情報提供に関する必要な取決め等 高確法及び健保法等に基づく保険者への定期健康診断等の結果の情報提供を適切に実施するためには、2(2)①の電子的な標準記録様式に対応している健診実施機関にこれを委託することが望ましい。事業者は、自ら保険者への情報提供を行うことが困難な場合には、事務的な負担の軽減になることや保険者への定期健康診断等の結果の円滑な提供に資すること等から、定期健康診断等の実施を委託することについて健診実施機関と契約する際に、事業者に代わり健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決め、健診実施機関を通じて保険者へ定期健康診断等の結果を提供すること。<u>ただし、この場合においても、女性特有の健康課題に係る質問とその結果については、労働者本人にのみ提供されるものである他、定期健康診断等の結果以外の健診結果について本人の同意が得られていない場合、事業者及び保険者に提供できないことから、事業者と健診実施機関との間の契約においてこれら情報の提供範囲や事前の同意等手続きについて適切に実施されるようあらかじめ定めておく必要がある。</u>上記について契約する事業者及び健診実施機関については、別添2の契約書のひな形を参考にされたい。 なお、事業者と健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決めていない場合	①(略) ②定期健康診断等の結果の情報提供に関する必要な取決め等 高確法及び健保法等に基づく保険者への定期健康診断等の結果の情報提供を適切に実施するためには、2(2)①の電子的な標準記録様式に対応している健診実施機関にこれを委託することが望ましい。事業者は、自ら保険者への情報提供を行うことが困難な場合には、事務的な負担の軽減になることや保険者への定期健康診断等の結果の円滑な提供に資すること等から、定期健康診断等の実施を委託することについて健診実施機関と契約する際に、事業者に代わり健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決め、健診実施機関を通じて保険者へ定期健康診断等の結果を提供すること。上記について契約する事業者及び健診実施機関については、別添2の契約書のひな形を参考にされたい。 なお、事業者と健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決めていない場合
---	--

等には、保険者においては、

- ・ 事業者に対して高確法及び健保法等に基づく定期健康診断等の結果の提供を求める際に、別添3を参考に健診実施機関に対する当該結果提供を依頼する書類を提示して事業者の同意を得た上で、
- ・ 当該書類に基づいて、健診実施機関から加入者に係る当該結果の提供を受けること

が考えられる。事業者においては、健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果 を提供することについて予め契約で取り決めていない場合等には、上記の保険者への結果の提供に同意する方法等を通じて、保険者への円滑な結果提供に向けて協力いただきたい。

また、健診実施機関から保険者に定期健康診断等の結果を円滑に提供するためには、受診者の保険者番号や被保険者等記号・番号(以下「被保険者等記号・番号等」という。)が必要である。このため、定期健康診断等の実施時に、受診者本人にマイナ保険証等を持参してもらうこと、記入欄を設けた別添1の問診票を活用して受診者本人に記載してもらうこと等により、受診者本人から健診実施機関にこれらが提供されるよう、事業者は受診者に対して説明すること。事業者は、健診実施機関がこれらを確認する際に受診者本人に協力を促すこと等、必要に応じて、健診実施機関がこれらの情報を把握できるよう協力すること。

等には、保険者においては、

- ・ 事業者に対して高確法及び健保法等に基づく定期健康診断等の結果の提供を求める際に、別添3を参考に健診実施機関に対する当該結果提供を依頼する書類を提示して事業者の同意を得た上で、
- ・ 当該書類に基づいて、健診実施機関から加入者に係る当該結果の提供を受けること

が考えられる。事業者においては、健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果 を提供することについて予め契約で取り決めていない場合等には、上記の保険者への結果の提供に同意する方法等を通じて、保険者への円滑な結果提供に向けて協力いただきたい。

また、健診実施機関から保険者に定期健康診断等の結果を円滑に提供するためには、受診者の保険者番号や被保険者等記号・番号(以下「被保険者等記号・番号等」という。)が必要である。このため、定期健康診断等の実施時に、受診者本人に健康保険被保険者証等を持参してもらうこと、記入欄を設けた別添1の問診票を活用して受診者本人に記載してもらうこと等により、受診者本人から健診実施機関にこれらが提供されるよう、事業者は受診者に対して説明すること。事業者は、健診実施機関がこれらを確認する際に受診者本人に協力を促すこと等、必要に応じて、健診実施機関がこれらの情報を把握できるよう協力すること。

また、健診実施機関から保険者への提供をより円滑かつ正確に行うため、受診者の被保険者等記号・番号等を保有している事業者は、定期健康診断等の実施の委託契約を締結した健診実施機関に、受診者に係る被保険者等記号・番号等を事前に提供することが重要である。事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において被保険者等記号・番号等を含む個人データの取扱いに関する業務の一部を健診実施機関に委託することに伴って当該個人データを提供する場合、当該健診実施機関は第三者に該当しないため、あらかじめ本人の同意を得る必要はないが、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)及び関係法令に基づいて適切に実施すること(※)。その際、上記について契約する事業者及び健診実施機関は、別添2の契約書のひな形を参考にされたい。

高確法に基づき、事業者が保険者への提供のみを目的として定期健康診断等の結果のデータを作成又は送付する場合は、それに要した費用を保険者に請求して差し支えないこととなり、当該事務を健診実施機関に委託した場合についても、委託された健診実施機関が当該費用を保険者に請求して差し支えない。一方で、それ以外の場合における費用については、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議して対応すること。

上記の契約の他、定期健康診断等の結果の提供に関する必

また、健診実施機関から保険者への提供をより円滑かつ正確に行うため、受診者の被保険者等記号・番号等を保有している事業者は、定期健康診断等の実施の委託契約を締結した健診実施機関に、受診者に係る被保険者等記号・番号等を事前に提供することが重要である。事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において被保険者等記号・番号等を含む個人データの取扱いに関する業務の一部を健診実施機関に委託することに伴って当該個人データを提供する場合、当該健診実施機関は第三者に該当しないため、あらかじめ本人の同意を得る必要はないが、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)及び関係法令に基づいて適切に実施すること(※)。その際、上記について契約する事業者及び健診実施機関は、別添2の契約書のひな形を参考にされたい。

高確法に基づき、事業者が保険者への提供のみを目的として定期健康診断等の結果のデータを作成又は送付する場合は、それに要した費用を保険者に請求して差し支えないこととなり、当該事務を健診実施機関に委託した場合についても、委託された健診実施機関が当該費用を保険者に請求して差し支えない。一方で、それ以外の場合における費用については、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議して対応すること。

上記の契約の他、定期健康診断等の結果の提供に関する必

要な取決め等は、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議し、定期健康診断等の実施を保険者に委託する又は共同して実施する契約等を締結するなど、円滑な連携を確保いただきたい。なお、健診実施機関と保険者において、特定健診のデータの作成・提供に係る契約をしている場合には、当該契約を参考に定期健康診断等のデータの作成・提供をしていただきたい。

(※)事業者は個人情報取扱事業者として、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならず(個人情報保護法第 17 条)、被保険者等記号・番号等の取扱いが当該利用目的の範囲内であることを明確にすること。また、個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いを委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない(同法第 25 条)、同法第 23 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう監督を行うこと。詳しくは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成 28 年 11 月(令和4年9月一部改正)個人情報保護委員会)等を参照いただきたい。

(3) (略)

3. (略)

4. (略)

要な取決め等は、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議し、定期健康診断等の実施を保険者に委託する又は共同して実施する契約等を締結するなど、円滑な連携を確保いただきたい。なお、健診実施機関と保険者において、特定健診のデータの作成・提供に係る契約をしている場合には、当該契約を参考に定期健康診断等のデータの作成・提供をしていただきたい。

(※)事業者は個人情報取扱事業者として、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならず(個人情報保護法 17 条)、被保険者等記号・番号等の取扱いが当該利用目的の範囲内であることを明確にすること。また、個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いを委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない(同法第 25 条)、同法第 23 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう監督を行うこと。詳しくは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成 28 年 11 月(令和4年9月一部改正)個人情報保護委員会)等を参照いただきたい。

(3) (略)

3. (略)

4. (略)

別表(～令和9年3月 31 日) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係 (中略) 注1)「標準的な健診・保健指導プログラム」(厚生労働省健康局)第2編別紙3に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者 者に提供を求めることができる。貧血、20 歳からの体重変化、30 分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、食べる時の状態、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望(令和6年度からは特定保健指導の受診歴) 注2)健康保険法に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他同法第150 条第1項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって保険者が必要と認める情報である(健康保険法施行規則第 153 条の4)。	別表 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係 (中略) 注1)「標準的な健診・保健指導プログラム」(厚生労働省健康局)第2編別紙3に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に提供を求めることができる。貧血、20 歳からの体重変化、30 分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、食べる時の状態、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望(令和6年度からは特定保健指導の受診歴) 注2)健康保険法に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他同法第150 条第1項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって保険者が必要と認める情報である(健康保険法施行規則第 153 条の4)。 <u>注3)血中脂質検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」(令和5年3月 31 日付け基発 0331 第 12 号)により、令和6年4月1日からの取扱いとする。</u>
---	---

別表(令和9年4月1日～)			
労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係			
		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
	既往歴	☐	☐
	業務歴	☐	
	自覚症状	☐	☐
	他覚症状	☐	☐
	身長	☐ #1	☐
	体重	☐	☐
	BMI	☐ #2	☐
	腹囲	☐ #3	☐
	視力	☐	
	聴力	☐	
	胸部エックス線検査	☐	
	血圧	☐	☐
貧血検査	血色素量	☐	☐

	赤血球数	<u>○</u>	<u>□</u>
肝機能検査	AST(GOT)	<u>○</u>	<u>□</u>
	ALT(GPT)	<u>○</u>	<u>□</u>
	γ-GT(γ-GTP)	<u>○</u>	<u>□</u>
血中脂質検査	LDL コレス テロール		
	(Non-HDL コレステロー ル)	<u>○</u> ^{#4}	<u>□</u>
	HDL コレス テロール	<u>○</u>	<u>□</u>
	血清トリグリ セライド(空 腹時中性脂 肪)	<u>●</u>	<u>□</u>
	血清トリグリ セライド(随 時 中 性 脂 肪)	<u>●</u> ^{#5}	<u>□</u>
血糖検査	空腹時血糖	<u>●</u>	<u>□</u>
	HbA1c	<u>●</u>	<u>□</u>
	随時血糖	<u>●</u> ^{#6}	<u>□</u>

尿検査	尿糖	<u>○</u>	<u>□</u>
	尿蛋白	<u>○</u>	<u>□</u>
心電図検査		<u>○</u>	<u>□</u>
血清クレアチニン検査 (eGFR)		<u>○</u>	<u>□</u>
質問票	服薬歴	※	<u>□</u>
	既往歴	※	<u>□</u>
	貧血	※	<u>□</u>
	喫煙	※	<u>□</u>
	20 歳 からの体重変化	※	<u>□</u>
	30 分以上の運動習慣	※	<u>□</u>
	歩行又は身体活動	※	<u>□</u>
	歩行速度	※	<u>□</u>
	食べる時の状態	※	<u>□</u>
	食べ方	※	<u>□</u>
	食習慣	※	<u>□</u>
	飲酒	※	<u>□</u>
	飲酒量	※	<u>□</u>
	睡眠	※	<u>□</u>

	生活習慣の改善	※	☐
	保健指導の希望(令和6年度からは特定保健指導の受診歴)	※	☐

○…労働安全衛生法の定期健康診断の必須項目

●…労働安全衛生法の定期健康診断の選択実施項目

□…高齢者医療確保法で保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目

※…特定健康診査の検査項目であるため、別添1の問診票を活用して同時に聴取すべき項目

#1…医師が必要でないと認めるときは省略可。

#2…算出可。

#3…以下の者については医師が必要でないと認める時は省略可。

1 妊娠中の女性その他の者であつて、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたもの

2 BMI(次の算式により算出したものをいう。以下同じ。)が

20 未満である者

BMI=体重(kg)/身長(m)²

3 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22 未満の者に限る。)

#4・・・血清トリグリセライド(中性脂肪)が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。

#5・・・食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

#6・・・食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)の採血は避けることが必要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

注1)「標準的な健診・保健指導プログラム」(厚生労働省健康局)第2編別紙3に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に提供を求めることができる。貧血、20 歳からの体重変化、30 分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、食べる時の状態、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望(令和6年度からは特定保健指導の受診歴)

注2)健康保険法に基づき保険者が事業者等に対して提供を求

めることができる健康診断に関する記録の写しは、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他同法第150条第1項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって保険者が必要と認める情報である(健康保険法施行規則第153条の4)。

(削除)

別添1

一般健康診断問診票

健康保険被保険者証等(健康保険証)に記載されている記号、番号(枝番)、保険者番号を転記してください。記載いただいた場合は、記号・番号を健診結果とともに加入する保険者へ提供し、健診結果の管理に活用いたします。番号(枝番)□-□□の「-□□」の部分が枝番です。健康保険証に「-□□」に該当する番号の記載がない場合には、空欄としてください

記号:

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

番号(枝番):

						二		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

保険者番号:

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

団体・会社名:

所属部署名:

氏名:

生年月日: 年 月 日 年齢: 歳 性別: 男・女

No.	質問項目	回答
1	これまでに、重量物の取扱いの経験がありますか。	①はい ②いいえ
2	これまでに、粉塵の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
3	これまでに、激しい振動を伴う業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
4	これまでに、有害物質の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
5	これまでに、放射線の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
6	現在の職場では、どのような勤務体制で働いていますか。	①常時日勤 ②常時夜勤 ③交替制（日勤と夜勤の両方あり）
7	現在の職場での、直近1ヶ月間の1日あたりの平均的な労働時間はどのくらいですか。	①6時間未満 ②6時間以上8時間未満

		③8時間以上 ④10時間以上
8	現在の職場での、直近1ヶ月間の1週間あたりの平均的な労働日数はどのぐらいですか。	①3日間未満 ②3日間以上5日間未満 ③5日間 ④6日間以上
	現在、a から c の薬の使用の有無※	
9	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
10	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
11	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
12	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
13	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
14	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかか	①はい ②いいえ

	<u>っているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。</u>	いえ
15	<u>医師から、貧血といわれたことがありますか。</u>	①はい ②いいえ
16	<u>現在、たばこを習慣的に吸っていますか。（※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計 100 本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近 1 ヶ月間も吸っている者）</u>	①はい ②いいえ
17	<u>20 歳の時の体重から 10kg 以上増加していますか。</u>	①はい ②いいえ
18	<u>1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施していますか。</u>	①はい ②いいえ
19	<u>日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施していますか。</u>	①はい ②いいえ
20	<u>ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。</u>	①はい ②いいえ
21	<u>食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。</u>	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐ

		<u>き、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある</u> <u>③ほとんどかめない</u>
<u>22</u>	<u>人と比較して食べる速度が速いですか。</u>	<u>①速い ②ふつう</u> <u>③遅い</u>
<u>23</u>	<u>就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ありますか。</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
<u>24</u>	<u>朝昼夕の 3 食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。</u>	<u>①毎日</u> <u>②時々</u> <u>③ほとんど摂取しない</u>
<u>25</u>	<u>朝食を抜くことが週に 3 回以上ありますか。</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
<u>26</u>	<u>お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）はどの位の頻度で飲みますか。</u>	<u>①毎日②時々</u> <u>③ほとんど飲まない（飲めない）</u>
<u>27</u>	<u>飲酒日の1日当たりの飲酒量はどの位で</u>	<u>①1合未満</u>

	<u>すか。日本酒1合(180ml)の目安:ビール中瓶1本(約500ml)、焼酎25度(110ml)、ウイスキーダブルー杯(60ml)、ワイン 2杯(240ml)</u>	②1～2合未 満 ③2～3合未 満 ④3合以上
28	<u>睡眠で休養が十分とれていますか。</u>	①はい ②いいえ
29	<u>運動や食生活等の生活習慣を改善しようと思っていますか。</u>	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね6か月以内) ③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6か月未満)

			⑤既に改善に取り組んでいる(6か月以上)
	30	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ
	31	何か健康について相談したいことがありますか。	①はい ②いいえ
※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。 *本問診票は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の項目を同時に実施する場合の、標準的な問診票です。			
別添1			別添1の2
一般健康診断問診票			
(中略)			
No.	質問項目	回答	
既往歴、業務歴及び自他覚症状(労働安全衛生法に基づく項目)			
労働安全衛生法第 66 条第1項に基づき記載いただく項目として、同法第 66 条の5に基づき事業者が回答者に対して就業上の配慮等の措置を行うため必要な情報として回答結果を			

			⑤既に改善に取り組んでいる(6か月以上)
	30	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ
	31	何か健康について相談したいことがありますか。	①はい ②いいえ
※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。 *本問診票は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の項目を同時に実施する場合の、標準的な問診票です。			
別添1			別添1の2
一般健康診断問診票			
(中略)			
No.	質問項目	回答	

<u>健診機関から事業者に提出いたします。</u>		
1 ～ 8	(略)	(略)
<u>9</u>	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
<u>10</u>	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
<u>11</u>	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
<u>12</u>	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ
<u>服薬歴、喫煙歴及び一般的な健康に関する質問項目</u>		

1 ～ 8	(略)	(略)
	<u>現在、a から c の薬の使用の有無*</u>	
<u>9</u>	<u>a. 血圧を下げる薬</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
<u>10</u>	<u>b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
<u>11</u>	<u>c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
<u>12</u>	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
<u>13</u>	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
<u>14</u>	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
<u>15</u>	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ

<u>事業者への結果提供に同意いただいた場合は、回答結果を健診機関から事業者に提出いたします。</u>		
	<u>現在、a から c の薬の使用の有無*</u>	
13	<u>a. 血圧を下げる薬</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
14	<u>b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
15	<u>c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
16 ～ 31	(略)	(略)
<u>女性特有の健康課題に係る質問</u> 本項目は、回答者の個々の回答結果を健診機関から事業者、保険者等に提供することはありません。ただし、同じ事業者に所属する回答者の回答の匿名化された集計結果(10人以上の場合に限る。)については、女性の健康課題に配慮した職場環境の改善等のため事業者、保険者等から提供依頼があった場合は、健診機関から事業者、保険者等に提供します。 <u>ご自身の結果についてこの集計の対象とされることを希望しない場合はチェックを入れてください。</u> ☐		

16 ～ 31	(略)	(略)

32	女性特有の健康課題(月経困難症、月経前症候群、更年期障害など)で職場において困っていることがありますか。	①はい ②いいえ
※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。 ※本問診票は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の項目を同時に実施する場合の、標準的な問診票です。 ※「女性特有の健康課題に係る問診」の運用については、<u>「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」をご参照ください。</u> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68776.html 別添2 健康診断等委託契約書 (略) 別添3 健康診断結果提供依頼書 (略)		
※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。 ※本問診票は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の項目を同時に実施する場合の、標準的な問診票です。 別添2 健康診断等委託契約書 (略) 別添3 健康診断結果提供依頼書 (略)		

(別記)

中央労働災害防止協会会長	建設業労働災害防止協会会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長	港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
林業・木材製造業労働災害防止協会会長	船員災害防止協会会長
仮設工業会会長	建設産業専門団体連合会会長
日本建設業連合会会長	建設荷役車両安全技術協会会長
合板仮設安全技術協会会長	日本旅館協会会長
産業安全技術協会会長	信託協会会長
生命保険協会会長	セメント協会会長
全国火薬類保安協会会長	全国クレーン建設業協会会長
全国警備業協会会長	全国建設業協会会長
全国建設業労災互助会理事長	全国建築コンクリートブロック工業会会長
全国森林土木建設業協会会長	全国地方銀行協会会長
全国中小建設業協会会長	全国中小建築工事業団体連合会会長
全国登録教習機関協会会長	全国ビルメンテナンス協会会長
全日本シティホテル連盟会長	全国労働保険事務組合連合会会長
日本鍛造協会会長	大日本水産会会長
情報通信エンジニアリング協会会長	全日本トラック協会会長
日本溶接協会会長	東京ガラス外装クリーニング協会会長
日本鋳造協会会長	日本埋立浚渫協会会長
全国LPガス協会会長	日本化学工業協会会長
日本化学物質安全・情報センター会長	日本ガス協会会長
日本機械工業連合会会長	日本橋梁建設協会会長
日本金属プレス工業協会会長	日本空調衛生工事業協会会長
日本クレーン協会会長	日本経済団体連合会会長
日本建設機械施工協会会長	日本建設機械工業会会長
日本建設業経営協会会長	日本建設躯体工事業団体連合会会長
日本型枠工事業協会会長	日本港運協会会長
日本港湾福利厚生協会会長	日本在外企業協会会長
日本砕石協会会長	日本左官業組合連合会会長
日本作業環境測定協会会長	日本産業機械工業会会長
日本新聞協会会長	日本自動車工業会会長
日本生産技能労務協会会長	日本新聞販売協会会長
日本造園建設業協会会長	日本造園組合連合会会長
日本造船工業会会長	日本造船協力事業者団体連合会会長
日本鉄鋼連盟会長	日本中小型造船工業会会長

日本電気協会会長
日本電設工業協会会長
日本塗装工業会会長
日本人材派遣協会会長
日本プラントメンテナンス協会会長
日本保安用品協会会長
日本ボイラ整備据付協会会長
日本民営鉄道協会会長
日本労働安全衛生コンサルタント会会長
ビール酒造組合組合長
プレハブ建築協会会長
林業機械化協会会長
建設業振興基金理事長
産業医学振興財団理事長
あんしん財団理事長
化成品工業協会会長
高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
石油化学工業協会会長
全国仮設安全事業協同組合理事長
全国基礎工業協同組合連合会会長
全国木材組合連合会会長
全国社会保険労務士会連合会会長
全国森林組合連合会会長
全国段ボール工業組合連合会理事長
全国生コンクリート工業組合連合会会長
全日本交通安全協会会長
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長
全国銀行協会会長
日本麻紡績協会会長
日本化学繊維協会会長
日本鉱業協会会長
日本商工会議所会頭
日本醤油協会会長
日本生活協同組合連合会会長
日本ソーダ工業会会長
日本鋳鍛鋼会会長

日本鉄道車輛工業会会長
日本電機工業会会長
日本道路建設業協会会長
日本鳶工業連合会会長
日本フードサービス協会会長
日本ベアリング工業会会長
日本ボイラ協会会長
日本ホテル協会会長
日本民間放送連盟会長
日本ロボット工業会会長
プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
ボイラ・クレーン安全協会会長
安全衛生技術試験協会理事長
建設業福祉共済団理事長
地方公務員安全衛生推進協会理事長
日本フルハップ会長
日本製紙連合会会長
石油連盟会長
全国管工事業協同組合連合会会長
全国建設業協同組合連合会会長
全国産業廃棄物連合会会長
全国商工会連合会会長
全国石油商業組合連合会会長
全国中小企業団体中央会会長
全国農業協同組合連合会会長
電気事業連合会会長
電線工業経営者連盟理事長
日本肥料アンモニア協会会長
日本火薬工業会会長
日本ゴム工業会会長
日本消防協会会長
日本伸銅協会会長
日本洗淨技能開発協会理事長
日本チェーンストア協会会長
鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長
日本百貨店協会会長

日本フェロアロイ協会会長
日本無機薬品協会会長
日本羊毛産業協会会長
日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員長
全国法律関連労組連絡協議会
日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
全日本紙製品工業組合会長
日本小型貫流ボイラー協会会長
産業医科大学理事長
全国労働基準関係団体連合会会長
日本医療法人協会会長
日本産業カウンセラー協会会長
日本精神科病院協会会長
中小企業基盤整備機構理事長
港湾労働安定協会会長
日本産業衛生学会理事長
健康保険組合連合会会長
全国国民健康保険組合協会会長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
社会保険診療報酬支払基金理事長
日本医師会会長
日本薬剤師会会長
日本栄養士会会長
日本総合健診医学会理事長
日本病院会会長
予防医学事業中央会理事長
全国市長会会長
日本労働組合総連合会会長

日本紡績協会会長
日本証券業協会会長
全国ハイヤー・タクシー連合会長
石炭エネルギーセンター会長
日本JATI協会会長
日本LPガス協会会長
日本下水道事業団理事長
せんい強化セメント板協会会長
日本損害保険協会会長
全国都市清掃会議会長
日本ゴルフ場事業協会理事長
全国素材生産業協同組合連合会会長
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会会長
21世紀職業財団会長
日本砂利協会会長
国民健康保険中央会会長
全国健康保険協会理事長
共済組合連盟会長
地方公務員共済組合協議会会長
労働者健康安全機構理事長
全国労働衛生団体連合会会長
日本歯科医師会会長
日本看護協会会長
結核予防会理事長
全日本病院協会会長
日本人間ドック・予防医療学会理事長
全国知事会会長
全国町村会会長
全国建設労働組合総連合中央執行委員長

(別紙)

定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について

1. 定期健康診断等の結果の情報提供等の事業者と保険者の連携の基本的な考え方

保険者は、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく法定義務の保健事業として、特定健康診査及び特定保健指導を行っている。事業者は健康保険料の一部を負担し、保険者の運営に関わっている。保険者が特定健康診査及び特定保健指導等の保健事業を的確に実施し、医療費適正化に取り組むとともに、制度間の健診の重複を避けるためには、事業者と保険者が緊密に連携し、定期健康診断等の結果を事業者から保険者に迅速かつ確実に情報提供する必要がある。

このため、高確法では、労働者が労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受診した場合は、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとし、保険者から特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施のために健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないこととされている。

また、事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながり、また、労働者が健康になることによって企業の生産性向上、経営改善及び経済成長にもつながるため、労働者及び事業者の双方にとって、取組を進めていくことが望ましいものである。このため、安衛法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号）に健康保持増進対策の推進体制を確立するための事業場外資源として「医療保険者」を位置づける等、労働者の健康保持増進の措置として、保険者との連携を推進している。

さらに、令和 3 年 10 月からは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みが稼働しており、事業者から保険者に提供された定期健康診断等の結果は、保険者を通じてオンライン資格確認等システムに格納されることで、特定健康診査情報としてマイナポータルを用いた本人閲覧の用に供することができるようになっている。

加えて、令和 4 年 1 月からは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）等において、保険者から保健事業の実施のために健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないこととされている。これにより、保険者は、特定健康診査の対象年齢（40～74

歳)の労働者に加え、40歳未満の労働者の定期健康診断等の結果についても情報を取得することができ、それに基づく保健指導等を行うことが可能となっている。

その他、令和7年1月にとりまとめられた労働政策審議会の建議においては、月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題について、一般健康診断の機会を活用し、女性労働者本人への気づきを促し、必要な場合には産婦人科医等女性特有の健康課題に係る診療を専門とする医師への早期受診の勧奨や女性特有の健康課題に対する配慮について申し出を行いやすい職場づくりにもつながるよう、本通知が示す一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に係る質問を追加することが適当であることが示され、女性特有の健康課題への対応の推進が期待されている。

これらを着実に進めていくためには、事業者において定期健康診断等を適切に実施するとともに、事業者から保険者に定期健康診断等の結果を迅速かつ確実に情報提供することが必須であり、事業者と保険者が一体となって取組を進めていく必要がある。

2. 定期健康診断等及び特定健康診査の実施と保険者への情報提供の方法等

(1) 定期健康診断等及び特定健康診査の一体的な実施

特定健康診査では、既往歴の聴取において服薬歴(※)及び喫煙習慣を聴取することとしている。労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)に規定する定期健康診断等では、既往歴の調査項目に服薬歴及び喫煙歴が位置づけられていないが、事業者と保険者が緊密に連携して労働者の健康増進に取り組む必要があり、服薬歴及び喫煙歴の有無は特定保健指導の対象者の抽出に不可欠な調査項目であること、定期健康診断等では従来からこれらを聴取している場合が多いことから、今後は、原則として、定期健康診断等と特定健康診査の検査項目が同時に実施されるようにすることとし、特定健康診査の必須項目である服薬歴及び喫煙歴を含む問診については別添1を用いて行い、その結果を保険者に提供すること。

ただし、別添1中の女性特有の健康課題に係る質問とその結果については、労働者本人にのみ提供され、事業者には提供されないことから、同様に、保険者に提供される問診の対象とはならないことに留意すること。

なお、定期健康診断等において実施される既往歴及び業務歴の調査、自覚症状の有無の検査について、別添1の問診票の項目以外の項目は医師の判断により適宜追加すること。

何らかの事情により別添1以外の問診票を用いざるを得ず、また、安衛則に基づく健康診断個人票に服薬歴及び喫煙歴の有無が記載されていない場合でも、事業者がこれらに関する情報を定期健康診断等の問診等により把握している場合には、健康診断個人票の写しと併せて、その結果を保険者に提供すること。

また、定期健康診断等の実施時に服薬歴及び喫煙歴について聴取を行わなかった場合は、保険者が労働者個人に対して直接に聴取を行う可能性がある旨を周知すること。

なお、定期健康診断等の各検査項目の取り扱いについては、「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」（平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号。令和 8 年 4 月 28 日一部改定）を参照すること。

（※）服薬歴については、血圧を下げる薬、血糖を下げる薬又はインスリン注射、コレステロールや中性脂肪を下げる薬の使用の有無について聴取することとしている。

（２）定期健康診断等の結果の保険者への情報提供の方法等

①電子的な標準記録様式による提出について

高確法及び関係法令では、保険者は、特定健康診査の結果を電磁的方法により保存しなければならないこと、電磁的方法による記録を作成、保存及び提出できる機関に委託できるとされている（※１）。

このため、高確法及び健保法等に基づいて事業者から保険者への定期健康診断等の結果を情報提供するにあたっては、保険者と事業者又は健診実施機関等との契約等により、厚生労働省ホームページで示す電子的な標準記録様式（XML 形式）による方法やその他適切な方法により、保存している定期健康診断等の結果の写しを提出すること。

なお、保険者への定期健康診断等の結果の写しの提出を円滑に実施するために、事業者においても定期健康診断等の結果を電磁的な方法により保存及び管理することが望ましい。

また、健診実施機関間での健診結果データの標準化により、事業者が異なる健診実施機関の健診結果を同一フォーマットで把握することができる取組事例（※２）もあるため、健診実施機関におかれては、定期健康診断等の結果を電子化する際の一つの方策として参考にされたい。

（※１）電子的な標準記録様式による結果の提出が可能な健診実施機関等：社会保険診療報酬支払基金の特定健診等機関基本情報リスト
（<https://www.ssk.or.jp/kikankensaku/index.html>）を参照いただきたい。

（※２）健診関係 10 団体による日本医学健康管理評価協議会が運用を進める「健診結果データ標準化共同センター」（HASTOS）を通じて、健診実施機関において標準的な表記を示した「健診標準フォーマット」への変換を行い、健診実施主体に電子化された健診結果データを納品する取組

②定期健康診断等の結果の情報提供に関する必要な取決め等

高確法及び健保法等に基づく保険者への定期健康診断等の結果の情報提供を適切に実施するためには、２（２）①の電子的な標準記録様式に対応している健診実施機関にこれを委託することが望ましい。事業者は、自ら保険者への情報提供を行うことが困難な場合には、事務的な負担の軽減になることや保険者への定期健康診断等の結果の円滑な提供に資すること等から、定期健康診断等の実施を委託することについて健診実施機関と契約する際に、事業者に代わり健診実施機関が保険者に定

期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決め、健診実施機関を通じて保険者へ定期健康診断等の結果を提供すること。ただし、この場合においても、女性特有の健康課題に係る質問とその結果については、労働者本人にのみ提供されるものである他、定期健康診断等の結果以外の健診結果について本人の同意が得られていない場合、事業者及び保険者に提供できないことから、事業者と健診実施機関との間の契約においてこれら情報の提供範囲や事前の同意等手続きについて適切に実施されるようあらかじめ定めておく必要がある。上記について契約する事業者及び健診実施機関については、別添2の契約書のひな形を参考にされたい。

なお、事業者と健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決めていない場合等には、保険者においては、

- ・ 事業者に対して高確法及び健保法等に基づく定期健康診断等の結果の提供を求める際に、別添3を参考に健診実施機関に対する当該結果提供を依頼する書類を提示して事業者の同意を得た上で、
- ・ 当該書類に基づいて、健診実施機関から加入者に係る当該結果の提供を受けること

が考えられる。事業者においては、健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決めていない場合等には、上記の保険者への結果の提供に同意する方法等を通じて、保険者への円滑な結果提供に向けて協力いただきたい。

また、健診実施機関から保険者に定期健康診断等の結果を円滑に提供するためには、受診者の保険者番号や被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）が必要である。このため、定期健康診断等の実施時に、受診者本人にマイナ保険証等を持参してもらうこと、記入欄を設けた別添1の間診票を活用して受診者本人に記載してもらうこと等により、受診者本人から健診実施機関にこれらが提供されるよう、事業者は受診者に対して説明すること。事業者は、健診実施機関がこれらを確認する際に受診者本人に協力を促すこと等、必要に応じて、健診実施機関がこれらの情報を把握できるよう協力すること。

また、健診実施機関から保険者への提供をより円滑かつ正確に行うため、受診者の被保険者等記号・番号等を保有している事業者は、定期健康診断等の実施の委託契約を締結した健診実施機関に、受診者に係る被保険者等記号・番号等を事前に提供することが重要である。事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において被保険者等記号・番号等を含む個人データの取扱いに関する業務の一部を健診実施機関に委託することに伴って当該個人データを提供する場合、当該健診実施機関は第三者に該当しないため、あらかじめの本人の同意を得る必要はないが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令に基づいて適切に実施すること（※）。その際、上記について契約する事業者及び健診実施機関は、別添2の契約書のひな形を参考にされたい。

高確法に基づき、事業者が保険者への提供のみを目的として定期健康診断等の結果のデータを作成又は送付する場合は、それに要した費用を保険者に請求して差し

支えないこととなっており、当該事務を健診実施機関に委託した場合についても、委託された健診実施機関が当該費用を保険者に請求して差し支えない。一方で、それ以外の場合における費用については、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議して対応すること。

上記の契約の他、定期健康診断等の結果の提供に関する必要な取決め等は、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議し、定期健康診断等の実施を保険者に委託する又は共同して実施する契約等を締結するなど、円滑な連携を確保いただきたい。なお、健診実施機関と保険者において、特定健診のデータの作成・提供に係る契約をしている場合には、当該契約を参考に定期健康診断等のデータの作成・提供をしていただきたい。

(※) 事業者は個人情報取扱事業者として、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならず（個人情報保護法第 17 条）、被保険者等記号・番号等の取扱いが当該利用目的の範囲内であることを明確にすること。また、個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いを委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（同法第 25 条）、同法第 23 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう監督を行うこと。詳しくは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年 11 月（令和 4 年 9 月一部改正） 個人情報保護委員会）等を参照いただきたい。

（３）個人情報保護についての配慮

高確法の規定に基づき、事業者が保険者からの求めに応じて、同法及び関係法令に定める検査項目（別表参照）に対応する定期健康診断等の記録の写しを提供することは、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、第三者提供に係る本人の同意は不要である（※１）。また、健保法等の規定に基づき、事業者が保険者からの求めに応じて定期健康診断等に関する記録の写し（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）第 2 条に定める項目に含まれない項目を含む。）を提供する場合についても同様である。併せて、事業者から高確法及び健保法等に基づく保険者への定期健康診断等の結果の提供を委託された健診実施機関についても同様である。

その際、事業者は個人情報取扱事業者として、安全管理措置（同法第 23 条）等を講じるほか、健診実施機関に対して保険者への定期健康診断等の結果の提供を委託した場合には、当該健診実施機関に対する監督（同法第 25 条）を行う必要がある。

なお、保険者が事業者から定期健康診断等の実施についての委託を受けている場合又は事業者と共同で定期健康診断等を実施している場合には、保険者が保健事業の実施に記録を利用することは、事業者から保険者への個人情報の第三者提供には

該当しないが、この場合も保険者は、個人情報保護法や個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等を踏まえ、個人情報保護に十分に配慮して取り扱う必要がある（※２）。

（※１）健保法では、全国健康保険協会及び健康保険組合の役職員又はこれらの職にあった者は健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこととされ、これに違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処することとされている。

（※２）事業者と保険者が共同で定期健康診断等や事後指導を実施する場合など、データの共同利用における個人情報の取扱いについては、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成２９年４月（令和４年３月一部改正）個人情報保護委員会、厚生労働省）において、個人データの共同での利用における留意事項として、「健康保険組合と労働安全衛生法に規定する事業者が共同で健康診断を実施している場合又は共同で事業主健診や特定健康診査、特定保健指導等の情報を用いて保健事業を実施している場合など、あらかじめ個人データを特定の者との間で共同して利用することが予定されている場合、（ア）共同して利用される個人データの項目、（イ）共同利用者の範囲（個別列挙されているか、本人から見てその範囲が明確となるように特定されている必要がある）、（ウ）利用する者の利用目的、（エ）当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合には、当該共同利用者は第三者に該当しない。この場合、（ア）、（イ）については変更することができず、（ウ）、（エ）については、本人が想定することが困難でない範囲内で変更することができ、変更前、本人に通知又は本人の容易に知り得る状態におかなければならない。なお、共同利用でない場合は、健康保険組合と労働安全衛生法に規定する事業者は、異なる主体となるため、健康保険組合が事業者健診結果を提供するに当たっては、被保険者又は労働者の同意を要することとなる。（なお、健康保険法第１５０条第２項に基づき、健康保険組合が事業者に対して健診結果の提供を求め、事業者がこれに応じて健診結果を提供する場合は、被保険者又は労働者の同意は不要。）」と整理されている。

３．特定保健指導等の円滑な実施の確保

（１）就業時間中における特定保健指導等の実施等

特定保健指導及び特定保健指導の対象ではない者に対する保健指導（以下「特定保健指導等」という。）は、保険者による保健事業として実施され、労働者個人の意思により利用されるものであって、業務遂行との関連において行われるものではないことから、その受診に要した時間の賃金を事業者が負担する義務を負うものではない。

しかしながら、特定保健指導等を受けるための機会の拡充や実施率の向上は、労働者の健康の保持増進につながり、医療費適正化等を通じて事業者の保険料負担にも関係することから、事業者におかれては、就業時間中の特定保健指導等に要した時間の賃金等の取扱いについて、特段の配慮をいただき、協力いただきたい。

なお、就業時間中における特定保健指導の実施の配慮は、実施率の向上において重要な要素であるので、保険者と事業者の連携の取組を後期高齢者支援金の加算・減算制度におけるインセンティブで評価する項目の一つに位置づけられている。

(2) 事業者が実施する保健指導と併せて特定保健指導を実施する場合の費用負担

事業者が定期健康診断等の実施後の保健指導と併せて特定保健指導も行う場合、特定保健指導の費用として事業者が保険者に請求できる範囲は、その趣旨及び法定の実施内容に鑑み特定保健指導とみなすことができる部分に限られ、明確な区分けに基づく費用の算定が求められる。

このため、事業者と保険者との間で事前に十分な協議・調整を行い、円滑な実施を確保いただきたい。その際、事業者が実施する保健指導と特定保健指導との棲み分けや一体実施の方法等について、具体的に整理しておく必要があることに留意いただきたい。

4. 被保険者及び被扶養者の住所情報の保険者への情報提供

被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）の住所情報は、保険者が円滑に特定健康診査をはじめとする保健事業を行う上で重要な情報であるほか、平成 29 年 11 月から本格運用が開始された個人番号を活用した情報連携事務においては、被保険者等が居住する市町村を特定した上で、該当の市町村に情報照会を行うなど、近年、保険者が被保険者等に係る住所情報を把握・管理することの重要性が高まっている。

この点、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）においては、被保険者は、その住所を変更したときは、原則として、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならないこととされており、当該申出を受けた事業主は、遅滞なく住所変更の届書を厚生労働大臣又は健康保険組合（以下「厚生労働大臣等」という。）に提出しなければならないこととされている。また、被扶養者についても、その住所に変更があった場合には、被保険者はその都度、事業主を経由して厚生労働大臣等に届け出なければならないこととされている。

労働者やその家族等の住所に変更があった場合には、保険者が被保険者等の住所を把握・管理できるよう、これらの規定に基づく届出を行われたい。

別表(～令和9年3月 31 日)

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
	既往歴	○	☐
	業務歴	○	
	自覚症状	○	☐
	他覚症状	○	☐
	身長	○ ^{#1}	☐
	体重	○	☐
	B M I	○ ^{#2}	☐
	腹囲	○ ^{#3}	☐
	視力	○	
	聴力	○	
	胸部エックス線検査	○	
	喀痰検査	○ ^{#4}	
	血圧	○	☐
貧血検査	血色素量	○	☐
	赤血球数	○	☐
肝機能検査	AST (GOT)	○	☐
	ALT (GPT)	○	☐
	γ-GT (γ-GTP)	○	☐
血中脂質検査	LDL コレステロール (Non-HDL コレステロール)	○ ^{#5}	☐
	HDL コレステロール	○	☐
	血清トリグリセライド (空腹時中性脂肪)	●	☐
	血清トリグリセライド (随時中性脂肪)	● ^{#6}	☐
血糖検査	空腹時血糖	●	☐
	HbA1c	●	☐
	随時血糖	● ^{#6}	☐
尿検査	尿糖	○	☐
	尿蛋白	○	☐
心電図検査		○	☐
血清クレアチニン検査 (eGFR)		△	☐
質問票	服薬歴	※	☐
	既往歴	※	☐
	貧血	※	☐
	喫煙	※	☐
	20 歳からの体重変化	※	☐
	30 分以上の運動習慣	※	☐
	歩行又は身体活動	※	☐
	歩行速度	※	☐
	食べる時の状態	※	☐
	食べ方	※	☐
	食習慣	※	☐
	飲酒	※	☐
	飲酒量	※	☐
	睡眠	※	☐

	生活習慣の改善	※	☐
	保健指導の希望（令和6年度からは 特定保健指導の受診歴）	※	☐

○・・・労働安全衛生法の定期健康診断の必須項目

●・・・労働安全衛生法の定期健康診断の選択実施項目

□・・・高齢者医療確保法で保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目

△・・・医師が必要と認めた場合に実施することが望ましい項目

※・・・特定健康診査の検査項目であるため、別添1の問診票を活用して同時に聴取すべき項目

#1・・・医師が必要でないと認めるときは省略可。

#2・・・算出可。

#3・・・以下の者については医師が必要でないと認める時は省略可。

1 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたもの

2 BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

3 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）

#4・・・胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと判断された者について医師が必要でないと認めるときは省略可。

#5・・・血清トリグリセライド（中性脂肪）が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール（総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。

#6・・・食直後（食事開始時から3.5時間未満）の採血は避けることが必要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

注1）「標準的な健診・保健指導プログラム」（厚生労働省健康局）第2編別紙3に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に対して提供を求めることができる。

貧血、20歳からの体重変化、30分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、食べる時の状態、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望（令和6年度からは特定保健指導の受診歴）

注2）健康保険法に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他同法第150条第1項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって保険者が必要と認める情報である（健康保険法施行規則第153条の4）。

別表(令和9年4月1日～)

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
	既往歴	○	□
	業務歴	○	
	自覚症状	○	□
	他覚症状	○	□
	身長	○ ^{#1}	□
	体重	○	□
	BMI	○ ^{#2}	□
	腹囲	○ ^{#3}	□
	視力	○	
	聴力	○	
	胸部エックス線検査	○	
	血圧	○	□
貧血検査	血色素量	○	□
	赤血球数	○	□
肝機能検査	AST(GOT)	○	□
	ALT(GPT)	○	□
	γ-GT(γ-GTP)	○	□
血中脂質検査	LDL コレステロール	○ ^{#4}	□
	(Non-HDL コレステロール)		
	HDL コレステロール	○	□
	血清トリグリセライド(空腹時中性脂肪)	●	□
	血清トリグリセライド(随時中性脂肪)	● ^{#5}	□
血糖検査	空腹時血糖	●	□
	HbA1c	●	□
	随時血糖	● ^{#6}	□
尿検査	尿糖	○	□
	尿蛋白	○	□
心電図検査		○	□
血清クレアチニン検査(eGFR)		○	□

質問票	服薬歴	※	☐
	既往歴	※	☐
	貧血	※	☐
	喫煙	※	☐
	20 歳からの体重変化	※	☐
	30 分以上の運動習慣	※	☐
	歩行又は身体活動	※	☐
	歩行速度	※	☐
	食べる時の状態	※	☐
	食べ方	※	☐
	食習慣	※	☐
	飲酒	※	☐
	飲酒量	※	☐
	睡眠	※	☐
	生活習慣の改善	※	☐
	保健指導の希望(令和6年度からは 特定保健指導の受診歴)	※	☐

○・・・労働安全衛生法の定期健康診断の必須項目

●・・・労働安全衛生法の定期健康診断の選択実施項目

□・・・高齢者医療確保法で保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目

※・・・特定健康診査の検査項目であるため、別添1の問診票を活用して同時に聴取すべき項目

#1・・・医師が必要でないと認めるときは省略可。

#2・・・算出可。

#3・・・以下の者については医師が必要でないと認める時は省略可。

1 妊娠中の女性その他のほかの者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたもの

2 BMI(次の算式により算出したものをいう。以下同じ。)が 20 未満である者

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

3 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが 22 未満の者に限る。)

#4・・・血清トリグリセライド(中性脂肪)が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。

#5・・・食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

#6・・・食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)の採血は避けることが必要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

注1)「標準的な健診・保健指導プログラム」(厚生労働省健康局)第2編別紙3に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者提供を

求めることができる。貧血、20 歳からの体重変化、30 分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、食べる時の状態、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望(令和6年度からは特定保健指導の受診歴)

注2) 健康保険法に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他同法第 150 条第1項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって保険者が必要と認める情報 である(健康保険法施行規則第 153 条の4)。

一般健康診断問診票

健康保険被保険者証等（健康保険証）に記載されている
記載、番号（枝番）、保険者番号を転記してください。
記載いただいた場合は、記号・番号を健診結果とともに
加入する保険者へ提供し、健診結果の管理に活用いた
します。番号（枝番）□-□□の「□□」の部分
が枝番です。健康保険証に「□□」に該当する番号
の記載がない場合には、空欄としてください。

記号：

--	--	--	--	--	--	--	--

番号 (枝番):

 -

保險者番号：

団体・会社名：

所属部署名：

氏名：

生年月日： 年 月 日 年齡： 歲 性別： 男・女

No.	質問項目	回答
	既往歴、業務歴及び自他覚症状（労働安全衛生法に基づく項目） 労働安全衛生法第 66 条第 1 項に基づき記載頂く項目として、同法第 66 条の 5 に基づき事業者が回答者に対して就業上の配慮等の措置を行うため必要な情報として回答結果を健診機関から事業者提出いたします。	
1	これまでに、重量物の取扱いの経験がありますか。	①はい ②いいえ
2	これまでに、粉塵の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
3	これまでに、激しい振動を伴う業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
4	これまでに、有害物質の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
5	これまでに、放射線の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
6	現在の職場では、どのような勤務体制で働いていますか。	①常時日勤 ②常時夜勤 ③交替制（日勤と夜勤の両方あり）
7	現在の職場での、直近 1 ヶ月間の 1 日あたりの平均的な労働時間はどのくらいですか。	① 6 時間未満 ② 6 時間以上 8 時間未満 ③ 8 時間以上 10 時間未満 ④ 10 時間以上
8	現在の職場での、直近 1 ヶ月間の 1 週間あたりの平均的な労働日数はどのくらいですか。	① 3 日間未満 ② 3 日間以上 5 日間未満 ③ 5 日間 ④ 6 日間以上
9	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
10	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
11	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	①はい ②いいえ
12	医師から、貧血といわれたことがありますか。	① はい ②いいえ
	服薬歴、喫煙歴及び一般的な健康に関する質問項目 事業者への結果提供に同意いただいた場合は、回答結果を健診機関から事業者提出いたします。	
	現在、a から c の薬の使用の有無 （※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。）	
13	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
14	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
15	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
16	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件 1 と条件 2 を両方満たす者である。 条件 1：最近 1 ヶ月間吸っている 条件 2：生涯で 6 ヶ月間以上吸っている、又は合計 100 本以上吸っている）	①はい（条件 1 と条件 2 を両方満たす） ②以前は吸っていたが、最近 1 ヶ月間は吸っていない（条件 2 のみ満たす） ③いいえ（①②以外）
17	20 歳の時の体重から 10kg 以上増加していますか。	①はい ②いいえ
18	1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施していますか。	①はい ②いいえ
19	日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施していますか。	①はい ②いいえ

20	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	①はい ②いいえ
21	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない
22	人と比較して食べる速度が速いですか。	①速い ②ふつう ③遅い
23	就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ありますか。	①はい ②いいえ
24	朝昼夕の 3 食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
25	朝食を抜くことが週に 3 回以上ありますか。	①はい ②いいえ
26	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）はどの位の頻度で飲みますか。 （※「やめた」とは、過去に月 1 回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近 1 年以上酒類を摂取していない者）	①毎日 ②週 5 ～ 6 日 ③週 3 ～ 4 日 ④週 1 ～ 2 日 ⑤月に 1 ～ 3 日 ⑥月に 1 日未満 ⑦やめた ⑧飲まない（飲めない）
27	飲酒日の 1 日当たりの飲酒量はどの位ですか。 日本酒 1 合（アルコール度数 15 度・180ml）の目安：ビール（同 5 度・500ml）、焼酎（同 25 度・約 110ml）、ワイン（同 14 度・約 180ml）、ウイスキー（同 43 度・60ml）、缶チューハイ（同 5 度・約 500ml、同 7 度・約 350ml）	①1 合未満 ②1 ～ 2 合未満 ③2 ～ 3 合未満 ④3 ～ 5 合未満 ⑤5 合以上
28	睡眠で休養が十分とれていますか。	①はい ②いいえ
29	運動や食生活等の生活習慣を改善しようと思っていますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね 6 か月以内） ③近いうちに（概ね 1 か月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6 か月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6 か月以上）
30	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
31	何か健康について相談したいことがありますか。	①はい ②いいえ
女性特有の健康課題に係る質問 本項目は、回答者の個々の回答結果を健診機関から事業者、保険者等に提供することはありません。ただし、同じ事業者に所属する回答者の回答の匿名化された集計結果（10 人以上場合に限る。）については、女性の健康課題に配慮した職場環境の改善等のため事業者、保険者等から提供依頼があった場合は、健診機関から事業者、保険者等に提供します。 ご自身の結果についてこの集計の対象としてほしくない場合はチェックを入れてください。 □		
32	女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害など）で職場において困っていることがありますか。	①はい ②いいえ

* 本問診票は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の項目を同時に実施する場合の、標準的な問診票です。

** 「女性特有の健康課題に係る問診」の運用については、「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」をご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68776.html

※本契約書はひな型の例であり、必ずしもこのひな形にとられる必要はなく、実際の契約においては当事者間で自由に定められたい。

健康診断等委託契約書

委託者名（以下「甲」という。）と受託機関名（以下「乙」という。）は、健康診断等の実施に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（業務の内容）

- 第1条 甲は、甲が指定する従業員等（以下「受診者」という。）に対する健康診断、保健指導等（以下「健康診断等」という。）に関する業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 甲が乙に委託する本件業務の内容、範囲及び料金は、別紙「本件業務の内容及び料金表」のとおりとする。

（業務の実施）

- 第2条 乙は、健康診断等の実施日時、実施場所について甲と協議の上、本件業務を実施する。
- 2 予め定めた実施日時、実施場所について変更する必要がある場合、甲と乙は協議して対応することとする。
- 3 乙は、本件業務の実施に際し、関係法令を遵守するものとする。

（業務の再委託）

- 第3条 乙は、甲の承諾を得て、本件業務の一部を第三者に委託若しくは代行させることができる。
- 2 乙は、前項の規定に従い、甲の承諾を得て第三者に本件業務を再委託した場合であっても、当該第三者に対して本契約に定める乙の義務と同等の義務を負わせるものとし、当該第三者による義務違反があった場合、乙による義務違反とみなす。

（報告義務）

- 第4条 乙は、甲から請求があったときは、本件業務の実施に関する進捗状況その他甲が報告を求める事項について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

（結果の通知）

- 第5条 乙は、健康診断を行った日から原則として土日祝日を除く14日以内に受診者本人及び甲に対してその結果（以下「検査結果」という。）を書面（電子メールその他の電磁的方法を含む。）で通知するものとする。
- 2 乙が本契約に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき事業者健康

康診断の実施が義務付けられている項目以外の項目について受診者に健康診断を実施する場合、甲は、事前に当該受診者から、当該項目に係る検査結果の報告を受けることにつき、その項目の範囲及び利用目的を明示して同意を得なければならない。

(請求)

第6条 乙は、別紙「本件業務の内容及び料金表」に基づき算定した料金について、本件業務が終了した日が属する月の翌月の○日までに請求書を甲に提出するものとする。

(支払)

第7条 甲は、乙から前条の請求があった場合は、請求額について請求書を受領した日が属する月の翌々月末日までに乙の指定する口座に支払うものとする。

(譲渡の禁止)

第8条 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(守秘義務、個人情報保護)

第9条 乙は、本契約に基づき実施する本件業務に関して知り得た甲及び受診者に関する個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係ガイドライン等に基づき、必要な情報保護対策を講じるものとする。

2 乙は、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者としての義務を遵守し、本件業務を遂行する。

3 乙は、本件業務を実施するために甲から取得した情報については、本件業務終了後、遅滞なく返却又は消去するものとする。ただし、経年管理に必要な情報についてはこの限りではない。

4 甲は、乙に対し、甲が提供した個人情報の管理が適切に行われているか調査し、必要な措置を講じるものとする。

5 乙は、甲から提供を受けた個人情報について、漏えい、滅失、毀損その他本条に係る違反等が発生した時は、速やかに甲に報告し、善後措置について協議しなければならない。

6 本条の規定については、本契約終了後も効力を有するものとする。

(健診結果の保険者への提供)

第10条 乙は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第4項及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく甲の義務を代行し、受診者の健康診断結果（高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令に定める項目並びに加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行うにあたって受診者の加入する保険者（以下「保険者」という。）が必要と指定した情報に限る。）を、保険者に対し提供することとする。

- 2 甲は、事前に受診者にその趣旨を十分に説明して受診時に健康保険被保険者証等を持参させる方法又は受診者の保険者番号等を事前に提供する方法により、保険者番号等を乙に提供することとする。
- 3 乙は、保険者に対し、受診者の健康診断に関する記録の写し（以下「健康診断結果」という。）を提供するにあたっては、甲の委託を受けて高確法等の規定に基づき提供する旨を通知することとする。
- 4 甲は、乙が前項の通知を行うにあたって、保険者を確認するために必要な協力を行わなければならないものとする。
- 5 乙は、甲の協力が得られないことにより、保険者を特定することができない場合、保険者を特定できなかった受診者の健康診断結果は保険者に提供しないこととする。
- 6 乙は、第1項に基づく健康診断結果の提供方法及びその費用の負担等については、乙と健康診断結果の提供先である保険者が別途締結する契約によるものとする。
- 7 乙は、保険者と契約が締結できなかった場合、契約できなかった保険者に加入している受診者の健康診断結果は保険者に提供しないこととする。

（検査結果等の利用）

第11条 乙は、受診者の同意を得た場合、検査結果について精度管理、統計あるいは研究の目的で利用し、又は大学等の研究機関に対し提供することができる。ただし、乙は、受診者の同意を得て大学等の研究機関に検査結果を提供する場合、個人情報保護法及び関係ガイドライン等に基づき、特定の個人を識別することができないよう加工するなど必要な情報保護対策を講じるものとする。

（誠実履行義務）

第12条 乙は、善良なる管理者の注意をもって誠実に本件業務を行うものとする。

- 2 甲は、乙が本件業務を実施する上で必要となる資料その他甲の管理物を乙に貸与する。乙は、甲から借り受けた当該資料等を善良なる管理者の注意をもって利用しなければならない。

（事故及び損害の責任）

- 第13条 乙は、本件業務を実施するに当たり、事故が発生し又は発生する恐れが生じたときは、速やかに甲に通知し、甲の指示に従うものとする。
- 2 乙の本契約違反によって甲が損害を受けた場合、甲は乙に対してその実損害額の賠償請求を行うことができる。
 - 3 前項に基づく賠償請求の総額は、本契約に基づいて甲が乙に支払った料金総額を超過しないものとする。ただし、乙の本契約違反が乙の故意または重過失による場合にはこの限りでない。
 - 4 第2項の場合以外の場合については、その負担と責任について甲、乙間で協議するものとする。

(契約内容の変更)

第14条 本件業務の実施に関し、甲又は乙の都合により契約内容の全部又は一部を変更する必要がある場合は、その都度協議の上、契約内容の全部又は一部を変更できるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲、乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、直ちに本契約の全部を解除することができる。

- ①金融機関から取引停止の処分を受けたとき
- ②監督官庁より営業の取り消し、停止の処分を受けたとき
- ③第三者より、仮差押え、仮処分、強制執行等を受け、契約の履行が困難と認められるとき
- ④破産、特別清算、民事再生、会社整理、会社更生の申し出があったとき
- ⑤営業の廃止、解散の決議をしたとき
- ⑥前各号の外、本契約が維持しがたい重大な事由が生じたとき

2 甲は、1か月間の予告期間をおくことにより、いつでも本契約を解除することができる。なお、年度途中において本契約の解除を行う場合、検査結果等に特段の瑕疵がある場合を除き、すでに実施した本件業務に関し、第1条に定める料金は返金されない。

(有効期間)

第16条 本契約の有効期間は、○年○月○日から○年○月○日までの1年間とする。ただし、本契約の終了期間満了の3か月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、その期間満了の翌日からさらに1年間継続してその効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第17条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者）ではないこと及びこれらとの関係がないことを確約する。

- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用した暴力的要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行わないことを確約する。
- 3 前二項に違反することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 4 甲または乙が、第3項の規定により本契約を解除した場合、契約の相手方に損害が生じても賠償ないし補償をすることを要せず、また、かかる解除により、解除した者に損害が生じたときは、相手方は、その損害を賠償するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審

の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

(協議)

第19条 この契約の定めのない事項が生じたときは、甲、乙は誠意を持って協議のうえ、
決定するものとする。

○年○月○日

委託者（甲）

受託者（乙）

別紙

本件業務の内容及び料金表

健康診断の実施

健康診断の種類（※）	1人当たり料金（消費税含む）
雇い入れ時健康診断	円
定期健康診断	円
特定業務健康診断	円
人間ドック	円

※ 健康診断の種類ごとに実施する項目、内容及び検査項目により必要となる追加料金については、甲及び乙は協議して別に定める。

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対する保健指導の実施

1人	円
----	---

第10条第1項に基づき保険者に対する健康診断に関する記録の提供

第10条第6項に規定する契約のとおりとする

※本書類はひな型の例であり、必ずしもこのひな形にとられる必要はなく、実際の契約においては当事者間で自由に定められたい。

健康診断結果提供依頼書

年 月 日

□□□（健診実施機関） 殿

●●●（事業所名）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 4 項及び同法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく○○○（保険者名）への提供について、下記のとおり委託します。

なお、本依頼書は、○○○（保険者名）を通じて□□□（健診実施機関）に提供します。

記

- 1 □□□（健診実施機関）は○○○（保険者名）に対して、労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診日において○○○（保険者名）の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって○○○（保険者名）が必要と認める情報（以下「事業主健診情報」という。）を提出すること。その際、○○○（保険者名）が指定する形式で事業者健診情報を提出すること。
- 2 1 による提出を行う前に、□□□（健診実施機関）は●●●（事業所名）に対して、本書に基づき提出する旨の連絡をすること。
- 3 1 の提出を行う際に、□□□（健診実施機関）は○○○（保険者名）に対して、高確法等の規定に基づき、●●●（事業所名）の委託を受けて事業主健診情報を提供することを伝えること。
- 4 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

健康保険被保険者証記号：

事業主名：

所在地：

電話番号：

事業所担当者名：

女性特有の健康課題に関する問診に
係る健診機関実施マニュアル
～健診機関向け～

厚生労働省

目次

1. マニュアルのねらい	2
2. 基本情報	3
月経困難症	3
過多月経症（過多月経）	4
月経前症候群（PMS; Premenstrual Syndrome）	4
更年期障害	5
3. 対応方法	6
3.1. 全体像	6
3.2. 基本的な考え方	7
3.2.1. 基本的な手順（流れ）：	7
3.2.2. 取り組みに当たっての留意事項：	8
3.3. 実施体制	9
3.3.1. 実施担当者：	9
3.3.2. 研修：	9
3.3.3. 実施環境：	10
3.3.4. 事前準備：	10
3.4. 当日の流れ	13
(1) 健診スタッフへの周知と役割分担の確認	13
(2) 個人情報に配慮した環境の確保	13
(3) 受付・問診票の配布	14
(4) 問診票の回収と確認	14
(5) 医師による診察	15
(6) 健診終了後の対応	15
3.5. 受診者への情報提供・受診勧奨	16
3.6. 受診者からの事業者への相談に係る助言	17
【Q&A】	18
【受診者（労働者）から相談があった場合の対応 Q&A】	18
I. 問診の基本と個人情報について	18
II. 回答の仕方と症状について	18
III. 健診後のアクションについて	19
【健診機関スタッフ向け Q&A】	19
I. 準備と受付等業務について	19
II. 診察時の対応について	20
III. 事後対応と事業者連携について	20
（巻末参考資料）	22
資料 1. 受診者に手交するリーフレットの例	23
資料 2. 参考になる支援機関等	24

1. マニュアルのねらい

令和 6 年 11 月 1 日に厚生労働省において公表した「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（以下「事業者健診」という。）における一般健康診断問診票に、女性特有の健康課題に関する質問を追加することが適当であるとともに、女性特有の健康課題を抱える労働者と事業者をつなぐ観点から、望ましい対応を、健診機関向けマニュアルに示すこととされました。

この中間とりまとめを受け、令和 7 年 1 月 17 日付け労働政策審議会「今後の労働安全衛生対策について（建議）」でも同様の内容が記載されました。

本マニュアルは、建議等を踏まえ、女性特有の健康課題に関する問診（以下「女性の健康問診」という。）が実施され、健康課題があると回答した労働者に対し、健康診断実施機関（以下「健診機関」という。）が適切な対応を行うことにより、健康課題に対する配慮について申し出を行いやすい職場づくりにもつながるよう、事業者健診の際の具体的な対応や参考情報をとりまとめたものです。

【女性の健康問診の位置づけ】女性の健康問診は、業務との直接的な関連性や作業関連疾患としての位置づけが限定的であるため、事業者に義務付けられているものではありません。その目的は、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあります。また、女性の健康問診の回答を健診機関から事業者に直接提供されることはありません。

本マニュアルは、令和 5－7 年度厚生労働省科学研究費補助金「職場における女性の健康保持増進のための効果的な産業保健活動の確立に向けた研究」（研究者代表者；産業医科大学 産業生態科学研究所 教授 立石 清一郎）の研究成果を元に作成されたものです。

2.基本情報

女性特有の健康課題は、主に女性ホルモン（エストロゲン・プロゲステロン等）の生体的な作用に起因します。これらは個人の資質や管理不足によるものではなく、ホルモン量の変動が主たる原因です。セルフケアは一定の効果を期待できますが、個人差が大きく、それだけでは改善しないケースも少なくありません。症状が続く場合は医療機関での治療が推奨されること、そしてこの仕組みを当事者のみならず社会全体が認識することが不可欠です。以下に代表的な女性特有の健康課題について紹介します。

月経困難症

月経困難症（げっけいこんなんしょう）とは、月経（生理）期間中に起こる、日常生活に支障をきたすほど強い症状のことを指します。月経は子宮内膜が脱落することにより発生することから痛みが出てきますが、月経困難症は症状が強く、日常生活や仕事（学業）に行けなくなったり、寝込んでしまったりするなど、治療の対象となる病態です。月経困難症には機能性月経困難症と器質性月経困難症があります。機能性月経困難症は子宮の過収縮が主な原因です。器質性月経困難症（子宮内膜症、子宮筋腫、子宮腺筋症、など）は検査をしなければ見つからないので安易に機能性月経困難症や体質と決めつけられないことが必要です。主な症状は、以下の通りです。専門医受診の目安は「鎮痛剤が効かない」「年々痛みがひどくなる」「日常生活に影響が出ている」といった場合となります。

- **痛み**：下腹部痛、腰痛、頭痛、骨盤周りの痛み
- **消化器系の症状**：吐き気、嘔吐、下痢
- **全身の症状**：疲労感、倦怠感、めまい
- **精神的な症状**：イライラ、気分の落ち込み

過多月経症（過多月経）

一般的な経血量は20～140ミリリットルとされています。過多月経では月経（生理）の際の経血量が異常に多い病態を指します。自分で多いと感じていても、他人と比較することが難しいために放置されやすいのですが、日常生活に支障をきたしたり、血液検査で貧血を認めたりする場合には、治療の対象となります。過多月経の原因には、卵巣機能の異常などによる機能性のものと、子宮の病気による器質性のものがあります。特に器質性のもの（子宮筋腫、子宮腺筋症、子宮内膜ポリープなど）は検査をしなければ見つからないため、経血量が多いことを安易に体質と決めつけないことが必要です。主な症状は、以下の通りです。専門医受診の目安は「昼でも夜用ナプキンを使う」「ナプキンが1～2時間もたない」「（食材の）レバーのような血の塊が出る」といった場合となります。

- **経血量の異常**：昼でも夜用ナプキンが必要、ナプキンが1時間もたない
- **血の塊**：レバーのような大きな血の塊（500円玉大以上）が頻繁に出る
- **貧血に伴う症状**：めまい、立ちくらみ、動悸、息切れ、疲れやすい（倦怠感）
- **日常生活への支障**：経血の漏れが心配で外出できない、衣服や寝具を汚してしまう

月経前症候群（PMS; Premenstrual Syndrome）

月経（生理）の3～10日ほど前から始まり、月経が来ると症状が軽くなるか消失する、精神的あるいは身体的な不快な症状のことを指します。症状の種類や程度には個人差がありますが、日常生活や仕事、人間関係に影響を及ぼすほど症状が重い場合は治療の対象となります。原因ははっきりとはわかっていませんが、排卵後の女性ホルモンの変動が関係していると考えられています。特に精神的な症状が強く、日常生活に大きな支障をきたす場合は「月経前不快気分障害（PMDD; Premenstrual Dysphoric Disorder）」と診断されることもあります。とくに、PMDDは継続的な治療が必要であること、休職が必要になるほど症状が悪化することもありうることから確実な診断と治

療を行うことが最優先となり、重い症状が長く続く場合は治療と仕事の両立を目指すことが必要になります。

主な症状は、以下の通りです。専門医受診の目安は「症状によって仕事や人間関係に支障が出ている」「毎月繰り返す症状が辛い」といった場合となります。

- **精神的な症状**：イライラ、怒りっぽくなる、気分の落ち込み、不安感、涙もろくなる、集中力の低下、眠気、または不眠、だるさ
- **身体的な症状**：乳房の張りや痛み、下腹部の張り、頭痛、腰痛、むくみ、肌荒れ、二キビ、のぼせ、食欲不振

更年期障害

閉経の前後 5 年ずつ計 10 年間程度（一般的に 45～55 歳頃）の「更年期」に現れる、多様な心身の不調の中で、日常生活に支障をきたすほど症状が強い病態を指します。症状は 200 種類以上とも言われ、その現れ方には個人差が大きいです。主な原因は、卵巣機能の低下による女性ホルモン（エストロゲン）の急激な減少と、それによる自律神経の乱れです。さらに、家庭や職場環境の変化といった心理的・社会的ストレスが複合的に影響し、症状を悪化させることがあります。他の病気が隠れている可能性もあるため、自己判断は禁物です。主な症状は、以下の通りです。受診の目安は「複数の症状が重なって辛い」「日常生活に影響が出ている」「気分が落ち込んで何もやる気が起きない」といった場合となります。

- **血管運動神経症状**：ほてり、のぼせ（ホットフラッシュ）、異常な発汗
- **身体的な症状**：肩こり、頭痛、腰痛、関節痛、疲れやすさ（倦怠感）、しびれ、膣の乾燥感、動悸、めまい
- **精神的な症状**：イライラ、不安感、意欲の低下、不眠、うつ気分、記憶力の低下

更年期障害に甲状腺など様々な臓器の異常がともなうこともありますので、複数の診療科による対応が必要なこともあります。

なお、更年期症状の程度の評価には複数のものがありますが、簡略更年期指数（SMI: Simplified Menopausal Index）、日本人女性の更年期症状評価表が参考となります。

3. 対応方法

3.1.全体像

女性特有の健康課題に関する推奨質問は以下のとおりです。

女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害など）で職場において困っていることがありますか。 ① はい、② いいえ

健診機関で健康診断を担当する医師（産業医が健康診断を実施する場合も含みます。以下「健診担当医」。）は、この質問に「①はい」と回答した労働者に対して、必要に応じて、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診を促すこととします。

3.2.基本的な考え方

3.2.1.基本的な手順（流れ）：

	健診機関（本マニュアル）	事業者（事業者向けマニュアル）
実施前準備	対応方法 <実施体制> 担当者(3.3.1)、研修(3.3.2)、 実施環境(3.3.3) ↓ 事前準備(3.3.4) ・事業者（企業）との連携と 情報共有 ・必要物品の準備と確認	女性の健康課題にかかる対処方針決定から 相談体制の整備まで 基本方針の表明(4.1) ↓ 衛生委員会等による労使の十分な 話し合い(4.2) ↓ （健診機関との連携） 管理職向け研修と全従業員向け研修(4.3) 相談体制の整備(4.4) 支援体制の整備(4.5)
対応手順	<当日の流れ> (3.4) 問診票の回答を確認 ↓ <u>「困っていることがある」に</u> <u>「①はい」と回答している場合</u> 受診者への情報提供・受診勧奨(3.5) 受診者からの事業者への相談に係る助言(3.6)	 専門医を受診した労働者からの 相談対応(5) 職場環境の改善(6)

※数字は、各マニュアルの該当章の番号を記載

3.2.2. 取り組みに当たっての留意事項:

- **女性の健康問診の位置づけ:**

事業者健診は、事業者に、その実施や健康診断結果の労働者への通知等が義務づけられています。一方、女性の健康問診は、女性特有の健康課題が業務によるものかどうか、その関係性が明らかにされていない中であって、事業者健診の機会を活用し、受診者本人への気づきを促すことを目的とするものであり、任意に行われるものです。健診機関は、事業者と適切に連携する必要があります。

- **個人情報の保護:**

全ての健康情報は個人情報として配慮すべき事項であり、個人情報保護法及び関連ガイドラインを遵守する必要があります。こうした中で、女性の健康問診は前述の位置づけにより、受診者の回答を、健診機関から事業者に直接提供できません。

- **科学的知見に基づく適切な対応:**

健診担当医および医療専門職は、女性の健康に関する最新の医学的知見に基づき、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診勧奨を行います。

- **自発的な健康管理の促進:**

女性の健康問診を通じて、受診者本人が自身の健康課題に気づき、専門医への早期受診など、主体的に健康管理に取り組むことが期待されます。

3.3.実施体制

3.3.1.実施担当者：

女性の健康問診を実施するにあたり、健診対応スタッフにその意義と手順について周知します。また、女性の健康問診は、健診担当医が、通常の健診診察と合わせて実施します。ただし、健診機関の体制や効率的な運用を考慮し、以下のような役割分担を行うことができます。

- 保健師・看護師：健診担当医の診察前に、問診票に基づき予備的な聴き取り（簡易サーベイランス）を行う。その中で、特に健診担当医による追加問診が必要と判断した事項について、申し送りを行う。

3.3.2.研修：

健診機関は、健診担当医に対し、以下の内容を含む研修を定期的を実施、または定例の打ち合わせ等の機会を通じて資料配付等を行い、健診担当医の資質の維持・向上に努めていただくことが望ましいです。これらの研修にあたっては、健診機関の体制等に応じ、産業保健総合支援センターの開催する専門研修等外部の研修機関を利用することも検討します。

- 本問診の位置づけ
- 女性のライフステージに応じた健康課題（月経、妊娠・出産、更年期等）
- 主な婦人科系疾患に関する知識
- 個人情報保護と倫理的配慮
- 傾聴と共感に基づくカウンセリング技法
- 専門医療機関への紹介（受診勧奨）の具体的な方法

3.3.3.実施環境：

巡回健診の場合は、健診会場が狭く診察室も必ずしも個室が確保できないことがあります。この際、ほかの人に聞かれたくない話であることになることも踏まえ、パーティションを設置する場合においても、声が聞こえないくらいの距離をとったり小さな声で会話したりするなど特に注意して実施されることが望ましいです。これらの措置の実施にあたり、委託元の事業者（企業の担当者）の協力が必要となりますので、事前によく相談する必要があります。

3.3.4.事前準備：

健診当日に女性の健康問診を円滑に実施するため、健診機関は事前に以下の準備を行います。

（１）事業者（企業）との連携と情報共有

健診機関は事業者健診の委託元の事業者（企業の担当者）に対し、以下の点を事前に説明し、了解を得ておきます。また、下記の点のほか、具体的な問診結果の取り扱いと対応などについては、必要に応じ、委託元の産業医や産業保健スタッフとも事前に打ち合わせておく必要があります。

- **女性の健康問診の目的と任意性の説明：**

- 本問診が、事業者健診の機会を活用して、女性労働者本人の健康課題への気づきを促し、セルフケアを支援するものであること。
- 労働安全衛生法で定められた必須項目ではなく、回答は受診する労働者の任意であること。
- 本問診の目的から、回答内容に応じ、女性特有の健康課題に関する専門医への受診勧奨を行うことがあること。（必要に応じ回答内容に応じて配布する労働者向けのリーフレット等参考に手交します。）

- 受診勧奨については、受診者のセルフケアを支援する（またはセルフケアの一環である）という位置づけであり、就業上の措置の必要性まで検討するものではないこと。
- 受診勧奨について、原則として、健診担当医がその必要性を受診者に口頭で通知するのみであり、紹介状が発行されたり受診の追跡などを行ったりする性質ではないこと。
- 事業者の求めに応じて、労働者に説明した上で「①はい」と回答した人数を集計した情報を通知すること（別途、事業者との事前の取り決めが必要）。当該情報については、事業者の健康施策の参考とするためのデータとして提供するものであること。ただし、労働者の個人情報に配慮するため、依頼のあった事業者からの受診者が 10 人未満である場合など個人が特定されやすい場合は、集計情報を当該事業者に提供できません。

● **個人情報保護に関する説明:**

- 本問診の回答内容（「①はい」と回答した事実を含む）及び専門医への受診勧奨の有無は、労働者本人のみが把握し、健診機関から事業者へ直接提供されることはないことを伝えます。

● **実施方法の確認:**

- 問診票の配布・回収方法について、事業者側の希望も確認し、当日の流れをすり合わせます。

（２）必要物品の準備と確認

健診当日に使用する以下の物品を、想定される受診者数に基づき、余裕をもって準備します。

● **女性の健康問診票:**

- 「女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害など）で職場において困っていることがありますか。」という質問が記載された問診票を準備します。

- 問診票には任意であることを付記しましょう。
- 女性の健康問診の結果の取り扱いを予め説明するなどした上で、既存の問診票に組み込むことも考えられます。

- **情報提供用の資材:**

- 「①はい」と回答した方に手渡すためのリーフレット（巻末資料1など）を準備します。
- なお、更年期症状の程度の評価には複数のものがありますが、簡略更年期指数（SMI: Simplified Menopausal Index）、日本人女性の更年期症状評価表が参考となります。

3.4.当日の流れ

健診当日は、通常の健診と同様に、受診者の個人情報に最大限配慮し、以下の流れで対応します。役割分担は、健診機関の実情に合わせて調整します。なお、当日の流れについては必ずしもこの流れの通りに実施する必要はなく、健診機関や健診会場の実情に併せて運営することが望まれます。

(1) 健診スタッフへの周知と役割分担の確認

女性の健康問診に関わる全てのスタッフ（健診担当医、保健師、看護師、医療資格のないスタッフ等）に対し、事前にブリーフィングを実施します。

- **目的・趣旨の共有:**

- 本マニュアルの内容を共有し、女性の健康問診の実施目的と重要性について、スタッフ全員の理解を統一します。

- **当日の流れと役割分担の確認:**

- 問診票の配布、回収、健診担当医への連携といった一連の流れを再確認します。
- 特に、問診票の「①はい」の回答を誰が最初に確認し、どのタイミングで健診担当医に情報を引き継ぐのかを明確にします。

- **個人情報保護の徹底:**

- 問診票が他の健診書類と混在しないような管理方法や、会話時の注意点（小さな声で話すなど）を再徹底します。

(2) 個人情報に配慮した環境の確保

健診会場のレイアウトを事前に確認し、安心して話せる環境を準備します。

- **問診・診察スペースの確認:**

- 健診担当医が問診内容について話を聞くスペースが、他の受診者の待機場所から十分な距離が保たれているか、またはパーティションなどで区切られているかを確認します。声が漏れないような配置を計画しておくことが望ましいです。

(3) 受付・問診票の配布

- **担当者:** 受付スタッフなど（医療資格のないスタッフも可）

- **内 容:**

- 通常の間診票と合わせて、「女性の健康問診票」を受診者に配布します。配布については事業者任せでもかまいません。
- 配布の際、「こちらの問診票は、ご自身の健康管理にお役立ていただくためのもので、ご回答は任意です」と一言添え、任意であることを明確に伝えます。

【重要ポイント】 この問診が、事業者への報告が義務付けられているものではなく、あくまで受診者本人のための任意のものであることを最初に伝えることが重要です。

(4) 問診票の回収と確認

- **担当者:** 受付スタッフ、看護師など

- **内 容:**

- 記入済みの問診票一式を回収します。
- 「女性の健康問診」の質問項目「①はい」に回答があるかを確認します。「①はい」の回答があった場合は、その回答を健診担当医が確実に把握できるよう伝えるようにします。

【重要ポイント】 「①はい」と回答したことが他の受診者に分からないよう、スタッフ間でのみ分かる方法で仕分けを行うことが望ましいです。

（５）医師による診察

- **担当者:** 健診担当医
- **内 容:**
 - 健診は、問診票の回答内容に基づき、通常の診察と合わせて問診を実施します。
 - 「①はい」と回答した受診者に対しては、症状や困っている状況について具体的に話を聞き、必要な情報提供や、産婦人科など専門医への早期受診勧奨を行います。
 - 既に受診中の場合、主治医と患者の関係が悪化しないような配慮が必要です。
 - 説明の補助として、受診者に手渡すためのリーフレット（巻末資料１）などを活用し、確実に情報が伝わるようにします。

【重要ポイント】 診断を下す場ではなく、あくまで受診者の気づきを促し、次のアクション（専門医受診）につなげるための支援であることを意識して対応します。

（６）健診終了後の対応

- **担当者:** 全スタッフ
- **内 容:**
 - 記入済みの「女性の健康問診票」は、通常の問診票と同様、個人情報として適切に管理し、健診機関から事業者へは提供しません。
 - 健診終了後、労働者から改めて相談があった場合は、丁寧に対応します。

【重要ポイント】 収集した個人情報の適切な管理を徹底し、健診機関としての信頼性を確保します。

3.5.受診者への情報提供・受診勧奨

以下のコメント例を参考に、必要に応じて、受診者に情報提供や専門医への受診勧奨を行います。確実に伝えるため、適宜、リーフレット（巻末資料1）などを手交すること等も有効です。

例 ・ お困りごとは何ですか？

- ・（女性特有の健康課題が疑われる場合）〇〇の可能性があります。
- ・（必要な場合）専門の医療機関（産婦人科など）を受診してみてはいかがでしょうか？

- 留意点
- 前提として、女性特有の健康課題の診断は大変難しく、通常診療の場面でも苦慮することが多い。健診の問診で判断するには限界が多いことについて健診担当医は十分に理解することが必要
 - 困っていることがあると回答している人について健診担当医は鑑別疾患を求められているものではないこと
 - 専門医受診を希望する人について、不要であるといった判断などを健診の診察の場面ではせずに、受診を促す行動をとること
 - 困っていることがあると回答し、かつ、セルフケアで解決したいという人について、「適切なセルフケアの方法について、婦人科医と相談してみてはいかがでしょうか」などの助言にとどめ、無理に受診を勧めないこと。あくまでも選択肢として存在することを伝えること。一方、仕事や日常生活に強く支障がある方については、積極的に受診をすることを推奨すること

3.6.受診者からの事業者への相談に係る助言

受診者本人から、勤務先に、健康課題を抱えていることを伝えたいという話があった場合、以下を参考に助言を行います。

- 例
- ・（専門医受診前の場合）勤務先にご相談されるのであれば、まずは専門医を受診し、現在の状況について診断書をもらうことをお勧めします。その診断書を基に、会社の上司や人事・労務担当者、産業医などに相談すると、具体的な配慮について話し合いが進めやすくなります。
 - ・（専門医受診後の場合）すでに診断書をお持ちの場合は、その診断書を持参して、上司や人事・労務担当者、産業医などに相談してはいかがでしょうか。
- 留意点
- 診断書（意見書）の提出を持って直ちに事業者の配慮につながらないので安易な回答はさけること（「診断書を提出したら配慮を受けられますよ」等）
 - 診断書を基に事業者と労働者は建設的な解決策について話し合いを行います。健診担当医が介入することはできないことを理解することが必要
 - 調整機能として産業医による対応が必要となる場合もあること

【Q&A】

【受診者（労働者）から相談があった場合の対応 Q&A】

I.問診の基本と個人情報について

Q1：「この問診票に回答すると、結果は会社に知られてしまいますか？」との質問に対する回答例

A1：「①はい」と回答した人数を集計した情報を通知することがありますが、個人が特定できない形で行いますのでご安心ください。

Q2：「この問診票は必ず答えないといけませんか？」との質問に対する回答例

A2：いいえ、この問診への回答は任意です。ご自身の健康管理に役立てていただくためのものですので、ご自身の判断でご回答ください。

II.回答の仕方と症状について

Q3：「症状が月によって変動します。健診当日は症状が軽いのですが、どう答えるべきですか？」との質問に対する回答例

A3：症状が重い時の状況を基準に「①はい」とご回答ください。健診担当医には「今日は症状が軽いのですが、ひどい時は…」と具体的にお伝えいただくとスムーズです。

Q4：「妊娠中（または妊活中）ですが、この問診に回答してもよいですか？」との質問に対する回答例

A4：はい、ぜひご回答ください。妊娠や妊活に影響する症状の可能性もありますので、健診担当医に伝えることが大切です。その際は、妊娠中（または妊活中）であることも併せてお伝えください。

Q5：「健診担当医にうまく症状を説明できるか不安です。」との質問に対する回答例

A5：「いつから」「どんな症状が」「どのくらいの頻度で」「どんな時に困るか」などを簡単にメモしておく、伝えやすくなります。リーフレット（巻末資料1）の症状一覧を指し示しながら説明するののも一つの方法です。

Ⅲ.健診後のアクションについて

Q6：「会社に症状を伝えて配慮してほしい場合、どうすればよいですか？」との質問に対する回答例

A6：まずは専門医を受診し、現在の状況について診断書をもらうことをお勧めします。その診断書を基に、会社の上司や人事・労務担当者、産業医などに相談すると、具体的な配慮について話し合いが進めやすくなります。

Q7：「受診を勧められましたが、仕事が忙しくて病院に行く時間がありません。」との質問に対する回答例

A7：ご自身の健康を守ることは、長く働き続けるためにも非常に重要です。半日単位の休暇制度などを利用できないか、まずは上司に相談してみてはいかがでしょうか。治療が遅れると、回復により時間がかかってしまう可能性もあります。

【健診機関スタッフ向け Q&A】

I.準備と受付等業務について

Q8：問診票の配布を事業者に任せてもよいですか？

A8：はい、マニュアルにも記載の通り、事業者に任せても構いません。その際は、事業者に対し、この問診の任意性や個人情報保護の重要性を十分に説明し、全受診者に確実に配布されるよう依頼してください。

Q9：外国籍の受診者で、問診票の日本語が理解できない場合はどう対応すればよいですか？

A9：可能であれば、事前に多言語対応の問診票を準備しておくことが望ましいです。準備がない場合は、翻訳ツールを使用したり、通訳ができるスタッフが対応したりするなど、可能な範囲でコミュニケーションを図ってください。

Q10：「①はい」の回答があった問診票を健診担当医に渡す際、他の受診者に内容が見えないようにするには、具体的にどうすればよいですか？

A10：例えば、問診票一式を裏返してクリップで留め、特定の色の付箋を目印に貼る、専用のファイルに挟んで渡すなど、誰が見ても内容が分からないような物理的な工夫が有効です。

Q11：問診票に「①はい」と答えた労働者に手交するパンフレットについて、健診担当医が非常勤などで不慣れなことがあるので事前に女性全員に配布したいのですが、そのような運用は問題ないのでしょうか。

A11：このマニュアルで示されている手順はひとつの例示です。個人情報漏洩しないことを前提にそれぞれの機関において実態に即し、臨機応変に運用していただいて問題ありません。

II. 診察時の対応について

Q12：健診担当医が婦人科領域の専門外で、受診者からの詳しい質問に答えられない場合はどうすればよいですか？

A12：健診担当医は診断を下すのではなく、あくまで「気づきを促し、専門医への受診勧奨を行う」ことが役割です。自身の専門外であると正直に伝えた上で、「だからこそ、専門の産婦人科で一度相談してみてもいいかもしれません」と、受診勧奨につなげることが適切な対応です。

III. 事後対応と事業者連携について

Q13：健診終了後、受診者本人から電話で「やはり詳しく相談したい」と連絡がありました。

A13：健診機関は診療機関ではないため、電話での医療相談に応じることはできません。「申し訳ありませんが、電話での相談はお受けできません。健診時にお勧めしたように、ぜひ専門の医療機関を受診してご相談ください」と丁寧にお断りし、受診を促してください。

Q14：事業者から「研修用に、どのような相談があったか具体的な事例を教えてください」と依頼されました。

A14：守秘義務があるため、個人が特定できる、あるいは推測できるような具体的な相談事例を提供することはできません。「マニュアルに記載されている月経困難症や更年期障害などの一般的な症状についてご説明することは可能です」と、個人情報を含まない範囲での情報提供に留めてください。

Q15：自社で健康診断を行っており健診担当医を産業医が兼務しております。そのような場合の運用上の注意点について教えてください。

A15：健診担当医と産業医が兼務することは多くのメリットがあり、実践されている企業も見受けられます。本マニュアルの女性の健康問診は、女性労働者が会社外の医師と相談できる枠組みを想定した手順になっています。産業医が健診担当医を兼務する場合においては、相談した内容がそのまま産業医に伝わることになることから、労働者に対し、①健診担当医が産業医と兼務していること、②産業医には守秘義務がありその場限りの相談においては重大な健康問題がない限り秘匿される情報となること、について通知する必要があります。また運用面に際しては、予め情報管理について定めた上で、産業医以外の自社産業保健スタッフに情報が漏洩されないよう十分な配慮を行うことが必要です。

(巻末参考資料)

- 資料1. 受診者に手交するリーフレットの例
- 資料2. 参考になる支援機関等

女性特有の健康問題でお困りの方へ

以下の症状でお困りではありませんか？

- ☐ ① 毎回の月経時に痛み止めが必要である、または痛み止めを使用する回数が増えた。
- ☐ ② 月経時の吐き気や下痢、頭痛で仕事や家庭生活に影響がある。
- ☐ ③ 月経のたびに1日以上仕事を休むことがある。
- ☐ ④ 経血量が多い日が2日を超えて続くことがある。
- ☐ ⑤ 短い間隔で生理用品を交換しても経血が流れ出ることがある。
- ☐ ⑥ 夜用の生理用品を使用しても1-2時間ごとの交換が必要である。
- ☐ ⑦ 月経前にいらいらや不安、気分の落ち込みがあり、仕事や家庭生活に十分に取り組めない。
- ☐ ⑧ 月経の状態が若い頃と変わったことに伴い、突然の体のほてり、のぼせ(ホットフラッシュ)、あるいは寝つきが悪いことや眠りが浅いことで仕事や家庭生活に影響がある。

当てはまる症状があれば、以下をチェック！

☒ ①②③ を選択した方は、 <b style="color: #0056b3;">月経困難症 の可能性があります。 月経時の症状が強く日常生活に影響がある病態です。 子宮内膜症や子宮筋腫などの病気が原因で起こる場合と明らかな病気ではないのに症状が出る場合があります。	☒ ④⑤⑥ を選択した方は、 <b style="color: #0056b3;">過多月経 の可能性があります。 月経の時の出血量が多く、日常生活に影響が出たり、鉄欠乏性貧血を伴ったりする場合があります。 原因として排卵やホルモン分泌などの体の機能によるもの、良性的病気である子宮内膜ポリープや子宮筋腫によるものがあります。	☒ ⑦ を選択した方は、 <b style="color: #0056b3;">月経前症候群 の可能性があります。 月経の3-10日前から始まる精神的な影響(抑うつ、不安、いらいら、怒りっぽい)、からだの症状(お腹の張り、頭痛、手足のむくみ、乳房の痛み)を伴い、月経開始とともに消失します。	☒ ⑧ を選択した方は、 <b style="color: #0056b3;">更年期障害 の可能性があります。 女性ホルモンの分泌量の変化によりさまざまな症状があらわれる病態です。 ほてり、のぼせ以外にも、易疲労感、めまい、動悸、頭痛、肩こり、足腰の冷え、さらには不眠、不安感、抑うつ気分などがあります。
---	--	---	--

お困りの症状がある場合、産婦人科など 専門医療機関受診をお勧めします。

資料２．参考になる支援機関等

女性特有の健康課題の対応等に係る労働者や事業者が利用できる主な支援機関等の一覧です。

１ 事業者が利用できる支援機関

名称	概要
産業保健総合支援センター	都道府県の産業保健総合支援センター(さんぽセンター)において、以下のような支援を行っています。 ・ 事業者等に対する啓発セミナー ・ 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修 ・ 関係者からの相談対応 ・ 女性の健康課題に取り組む事業場への個別訪問指導 ▶労働者健康安全機構ウェブサイト https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx 

２ 事業者・労働者が利用できる支援サイト

名称	概要
女性の健康推進室 ヘルスケアラボ	女性の健康に関する情報を提供しています。 ▶ウェブサイト https://w-health.jp/ 
働く女性の心とからだの応援サイト	企業や労働者等が女性の健康課題の知識を得られ、働きやすい職場環境につなげるために必要な情報を提供しています。 ▶ウェブサイト https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/ 
女性の健康保持増進のためのサイト	職域における女性の健康課題のとらえ方と対処法について記載しています。 ▶ウェブサイト https://www.ryoritsu.dohcuoeh.com/closing_the_gender_gap/ 

3 労働者が利用可能な支援機関等

医療機関（産婦人科、女性外来など）に受診し正確な診断を受けることが重要ですが、
それのみで解決しなかったりほかでも相談を受けたかったりした場合、以下の支援機関が
利用可能です。

名称	概要
労災病院の治療 就労両立支援セ ンター	労災病院併設の治療就労両立支援センターでは、治療と仕事の両立支援を実施 するとともに、事例を集積し、両立支援マニュアルの作成・普及を行っています。
健康増進法に基 づき市町村が行 う健康相談窓口	当該市町村の区域内に居住地を有する 40 歳～64 歳までの者を対象として、健 康相談を行っています。
産業保健総合支 援センター	都道府県の産業保健総合支援センター(さんぽセンター)において、治療と仕事 の両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような支援を行っていま す。 ・関係者からの相談対応 ▶労働者健康安全機構ウェブサイト https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx 

女性特有の健康問題でお困りの方へ

以下の症状でお困りではありませんか？

- ☐ ① 毎回の月経時に痛み止めが必要である、または痛み止めを使用する回数が増えた。
- ☐ ② 月経時の吐き気や下痢、頭痛で仕事や家庭生活に影響がある。
- ☐ ③ 月経のたびに1日以上仕事を休むことがある。
- ☐ ④ 経血量が多い日が2日を超えて続くことがある。
- ☐ ⑤ 短い間隔で生理用品を交換しても経血が流れ出ることがある。
- ☐ ⑥ 夜用の生理用品を使用しても1-2時間ごとの交換が必要である。
- ☐ ⑦ 月経前にいらいらや不安、気分の落ち込みがあり、仕事や家庭生活に十分に取組めない。
- ☐ ⑧ 月経の状態が若い頃と変わったことに伴い、突然の体のほてり、のぼせ（ホットフラッシュ）、あるいは寝つきが悪いことや眠りが浅いことで仕事や家庭生活に影響がある。

当てはまる症状があれば、以下をチェック！

✓ ① ② ③
を選択した方は、
月経困難症
の可能性があります。

月経時の症状が強く日常生活に影響がある病態です。
子宮内膜症や子宮筋腫などの病気が原因で起こる場合と明らかな病気ではないのに症状が出る場合があります。

✓ ④ ⑤ ⑥
を選択した方は、
過多月経
の可能性があります。

月経の時の出血量が多く、日常生活に影響が出たり、鉄欠乏性貧血を伴ったりする場合があります。
原因として排卵やホルモン分泌などの体の機能によるもの、良性の病気である子宮内膜ポリープや子宮筋腫によるものがあります。

✓ ⑦
を選択した方は、
月経前症候群
の可能性があります。

月経の3-10日前から始まる精神的な影響（抑うつ、不安、いらいら、怒りっぽい）、からだの症状（お腹の張り、頭痛、手足のむくみ、乳房の痛み）を伴い、月経開始とともに消失します。

✓ ⑧
を選択した方は、
更年期障害
の可能性があります。

女性ホルモンの分泌量の変化によりさまざまな症状があらわれる病態です。
ほてり、のぼせ以外にも、易疲労感、めまい、動悸、頭痛、肩こり、足腰の冷え、さらには不眠、不安感、抑うつ気分などがあります。

お困りの症状がある場合、産婦人科など
専門医療機関受診をお勧めします。

女性特有の健康課題に関する問診を活用した
女性の健康管理支援実施マニュアル
～事業者向け～

厚生労働省

内容

1. マニュアルのねらい	2
2. 基本情報	3
月経困難症	3
過多月経症（過多月経）	3
月経前症候群（PMS: Premenstrual Syndrome）	4
更年期障害	4
3. 基本的な考え方	5
3.1. 基本的手順（流れ）	5
3.2. 取り組みにあたっての留意事項	6
3.2.1. 健康課題への正しい理解	6
3.2.2. 労働安全衛生上の位置づけ	6
3.2.3. 自発的な健康管理の促進	6
3.2.4. 個人情報の保護	7
4. 方針決定から相談体制の整備まで（準備）	8
4.1. 基本方針の表明	8
4.2. 衛生委員会等による労使の十分な話し合い	8
4.3. 管理職向け研修と全従業員向け研修	9
4.3.1. 管理職向け研修の重要性:	9
4.3.2. 管理職研修の具体的な内容:	10
4.4. 相談体制の整備	11
4.4.1. 相談窓口の明確化:	11
4.5. 支援制度の整備	11
4.5.1. 休暇制度の整備:	11
4.5.2. 勤務制度の整備:	12
5. 専門医を受診した労働者からの相談対応	13
ステップ 1: 労働者からの相談・申出	13
ステップ 2: 業務上の支障と配慮の検討	13
ステップ 3: 支援の実施	14
6. 職場環境の改善	15
ステップ 1: 健診機関との連携・集計情報の活用	15
ステップ 2: 職場改善	15
7. Q&A	18
I. 制度の目的と企業の役割について	18
II. 従業員への対応と環境整備について	19
III. 健診機関との連携とデータ活用について	19
参考資料:	20
資料 女性特有の健康課題に係る事業場の対応等に係る支援機関等	20

1. マニュアルのねらい

令和6年11月1日に厚生労働省において公表した「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（以下「事業者健診」という。）における一般健康診断問診票に、女性特有の健康課題に関する質問を追加することが適当であるとともに、女性特有の健康課題で職場において困っている労働者に対して、専門医の早期受診を勧奨することとされました。

また、専門医の診断書を持って事業者にご相談があった場合の事業者が行うべき望ましい対応等について事業者向けガイドラインで示すこととされました。加えて、女性特有の健康課題に配慮した職場環境を積極的に推進する企業においては、労働者に説明した上で、女性特有の健康課題に係る質問における労働者の回答を集計した情報を健診機関より入手し、取組みに活用することも示されました。

この中間とりまとめを受け、令和7年1月17日付け労働政策審議会「今後の労働安全衛生対策について（建議）」でも同様の内容が記載されました。

本マニュアルは、一般健康診断の機会を活用して、女性特有の健康課題に係る職場で困っている労働者に対し、事業者で対応していただきたい具体的な対応、対応に積極的な企業における望ましい職場環境改善の取り組みや参考情報をとりまとめたものです。

【女性の健康問診の位置づけ】女性の健康問診は、業務との直接的な関連性や作業関連疾患としての位置づけが限定的であるため、事業者には義務付けられているものではありません。その目的は、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあります。また、女性の健康問診の回答を健診機関から事業者へ直接提供されることはありません。

本マニュアルは、令和5～7年度厚生労働省科学研究費補助金「職場における女性の健康保持増進のための効果的な産業保健活動の確立に向けた研究」（研究者代表者；産業医科大学 産業生態科学研究所 教授 立石 清一郎）の研究成果を元に作成されたものです。

2. 基本情報

女性特有の健康課題は、主に女性ホルモン（エストロゲン・プロゲステロン等）の生体的な作用に起因します。これらは個人の資質や管理不足によるものではなく、ホルモン量の変動が主たる原因です。セルフケアは一定の効果を期待できますが、個人差が大きく、それだけでは改善しないケースも少なくありません。症状が続く場合は医療機関での治療が推奨されること、そしてこの仕組みを当事者のみならず社会全体が認識することが不可欠です。以下に代表的な女性特有の健康課題について紹介します。

月経困難症

月経困難症（げっけいこんなんしょう）とは、月経（生理）期間中に起こる、日常生活に支障をきたすほど強い症状のことを指します。月経は子宮内膜が脱落することにより発生することから痛みが出てきますが、月経困難症は症状が強く、日常生活や仕事（学業）に行けなくなったり、寝込んでしまったりするなど、治療の対象となる病態です。生体機能だけでなく、器質性月経困難症（子宮内膜症、子宮筋腫など）のように病気が隠れている場合もあるため、安易に体質と決めつけないことが必要です。主な症状は、下腹部痛、腰痛、頭痛、吐き気、疲労感、イライラなど多岐にわたります。専門医受診の目安は「鎮痛剤が効かない」「年々痛みがひどくなる」「日常生活に影響が出ている」といった場合となります。

過多月経症（過多月経）

月経（生理）の際の経血量が異常に多い病態を指します。自分で多いと感じていても、他人と比較することが難しいために放置されやすいのですが、日常生活に支障をきたしたり、血液検査で貧血を認めたりする場合には、治療の対象となります。原因には、卵巣機能の異常などによる機能性のものと、子宮筋腫や子宮内膜ポリープといった病気による器質性のものがあります。専門医受診の目安は「昼でも夜用ナプキンを使う」「ナプキンが1～2時間もたない」「（食材の）レバーのような血の塊が出る」といった場合となります。

月経前症候群（PMS: Premenstrual Syndrome）

月経（生理）の3～10日ほど前から始まり、月経が来ると症状が軽くなるか消失する、精神的あるいは身体的な不快な症状のことを指します。症状の種類や程度には個人差がありますが、日常生活や仕事、人間関係に影響を及ぼすほど症状が重い場合は治療の対象となります。特に精神的な症状が強い場合は「月経前不快気分障害（PMDD: Premenstrual Dysphoric Disorder）」と診断されることもあります。特に、PMDDは継続的な治療が必要であること、休職が必要になるほど症状が悪化することもありうることから確実な診断と治療を行うことが最優先となり、そのうえで治療と仕事の両立を目指すことが必要になります。専門医受診の目安は「症状によって仕事や人間関係に支障が出ている」「毎月繰り返す症状が辛い」といった場合となります。

更年期障害

閉経の前後5年ずつ計10年感程度（一般的に45～55歳頃）の「更年期」に現れる、多様な心身の不調の中で、日常生活に支障をきたすほど症状が強い病態を指します。主な原因は、女性ホルモン（エストロゲン）の急激な減少と、それによる自律神経の乱れです。症状は、ほてり、のぼせ、発汗といった身体的なものから、イライラ、不安、不眠、うつ気分といった精神的なものまで200種類以上とも言われ、個人差が非常に大きいです。受診の目安は「複数の症状が重なって辛い」「日常生活に影響が出ている」「気分が落ち込んで何もやる気が起きない」といった場合となります。更年期障害に甲状腺など様々な臓器の異常がともなうこともありますので、複数の診療科による対応が必要なこともあります。なお、更年期症状の程度の評価には複数のものがありますが、簡略更年期指数（SMI: Simplified Menopausal Index）、日本人女性の更年期症状評価表が参考となります。

3. 基本的な考え方

3.1. 基本的な手順（流れ）

	事業者（本マニュアル）	健診機関（健診機関向けマニュアル）
実施前準備	女性の健康課題にかかる対処方針決定から相談体制の整備まで 基本方針の表明(4.1) ↓ 衛生委員会等による労使の十分な話し合い(4.2) ↓ （健診機関との連携） 管理職向け研修と全従業員向け研修(4.3) 相談体制の整備(4.4) 支援体制の整備(4.5)	対応方法 <実施体制> 担当者(3.3.1)、研修(3.3.2)、実施環境(3.3.3) ↓ 事前準備(3.3.4) ・事業者（企業）との連携と情報共有 ・必要物品の準備と確認
対応手順	専門医を受診した労働者からの相談対応(5) 職場環境の改善(6)	<当日の流れ> (3.4) 問診票の回答を確認 ↓ <u>「困っていることがある」に</u> <u>「①はい」と回答している場合</u> 受診者への情報提供・受診勧奨(3.5) 受診者からの事業者への相談に係る助言(3.6)

※数字は、各マニュアルの該当章の番号を記載

3.2.取り組みにあたっての留意事項

3.2.1.健康課題への正しい理解

月経や更年期は病気ではありませんが、それに伴う「困りごと」は個人の努力だけで解決できないこともあり、職場の理解と適切な配慮が必要です。症状の有無や程度には個人差が大きく、画一的な対応ではなく、個々の状況に応じた柔軟な支援が求められます。さらに、更年期世代の全員が配慮を必要としているわけではないことを理解し、配慮を受けやすい環境を整備することが重要です。

3.2.2.労働安全衛生上の位置づけ

事業者健診は、事業者が、その実施や健康診断結果の労働者への通知等が義務づけられています。一方、女性特有の健康課題に関する問診（以下「女性の健康問診」という。）は、女性特有の健康課題が業務によるものかどうか、その関係性が明らかにされていない中であって、事業者健診の機会を活用し、受診者本人への気づきを促すことを目的とするものであり、任意に行われるものです。

3.2.3.自発的な健康管理の促進

女性の健康問診の主体（労働者に対する直接的な介入者）は健康診断実施機関（以下「健診機関」という。）であり事業者ではありません。別途作成された「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」に基づき、健診機関が、女性の健康問診を実施し、健康課題により困っていることがあると回答した労働者に対し、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診勧奨を行います。

【参考】

「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」にて推奨されている女性特有の健康課題に関する質問は以下の通りです。

女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害など）で職場において困っていることがありますか。 ① はい、② いいえ

健診機関で健康診断を担当する医師（産業医が健康診断を実施する場合も含みます。以下「健診担当医」。）は、この質問に「①はい」と回答した労働者に対して、必要に応じて、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診を促すこととします。

したがって、女性の健康問診の結果は、健診機関から事業者に直接提供されません。労働者からの申し出がない限り、女性の健康問診の結果やその結果に基づく専門医の受診状況を事業者が把握することはありません。

一方、健診機関における女性の健康問診によらず、労働者は、事業者に対して健康課題に関する相談をすることは可能であり、事業者は労働者からの相談を通じて労働者の健康課題を把握した場合は、労働者の健康課題に応じた適切な配慮が望まれます。

また、望ましい職場環境の拡充等の観点から、女性特有の健康課題に配慮した職場環境を積極的に推進する企業においては、労働者に説明した上で、女性特有の健康課題に係る質問における労働者の回答を集計した情報を健診機関より入手し、取組みに活用することと考えられます。

3.2.4.個人情報の保護

全ての健康情報は個人情報として配慮すべき事項であり、個人情報保護法及び関連ガイドラインを遵守する必要があります。こうした中、女性の健康問診は前述の位置づけにより、受診者の回答を、健診機関から事業者に直接提供しないこととしています。労働者の女性特有の健康課題による情報は、本人が希望した場合に限り本人から提供されるものとなります。こうしたことから、巡回健診による場合の問診の場所や問診票の回収等についても、個人情報の保護に留意しつつ、健診機関と事前によく相談し、連携して進める必要があります。

また、6の項で示すとおり、望ましい職場環境の拡充等の観点から、女性特有の健康課題に係る質問における労働者の回答を集計した情報を健診機関より入手し、取組みに活用することが考えられますが、この場合でも、労働者の個人情報に配慮するために、労働者数が例えば10人未満の場合など個人が特定されやすい場合は、健診機関から集計情報の提供を求めてはいけません。

4.方針決定から相談体制の整備まで（準備）

個別の支援を円滑に進めるためには、その土台となる環境整備が不可欠です。なお、これから述べる相談体制の整備や相談対応などについての基本的な考え方は、「治療と就業の両立支援指針」に示されています。すでに治療と就業の両立支援に向けた取り組みを事業場で実施している場合は、既存の仕組みも活用して取り組みを進めます。

4.1.基本方針の表明

- 経営トップが、女性の健康支援に積極的に取り組む姿勢を「基本方針」として明確に表明し、全従業員に周知します。

【参考】経営トップの基本方針の例

株式会社●●●●は、すべての従業員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる職場環境こそが、持続的な企業成長の基盤であると考えます。

月経に伴う症状や更年期症状など、ライフステージによって経験する女性特有の健康課題は、個人の問題だけでなく、働く環境や周囲の理解に大きく影響されます。

私たちは、これらの健康課題に対する正しい理解を深め、誰もが安心して働き続けられるインクルーシブな職場文化を醸成することを、経営の重要課題と位置づけます。

従業員一人ひとりが互いを尊重し、必要なときには気兼ねなく相談でき、適切な支援を受けられる。そんな「働きがい」と「働きやすさ」を両立する職場を、全社一丸となって実現することをここに宣言します。

4.2.衛生委員会等による労使の十分な話し合い

労働者自らが事業者女性特有の健康課題に関する相談を行うことは現時点でも可能ですが、相談があった場合の手順やその後の対応についてあらかじめ労使で話し合いを行うことで、労働者はより安心して相談でき、その後の対応等も円滑に行うことができます。

このため、衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ、以下の点について労使で話し合います。同様に、衛生委員会等がない事業場についても労働者の意見をよく聞いて、労働者の十分な理解と協力のもと、取り組みを進める必要があります。

- 後述の相談しやすい職場風土の醸成に向けた体制整備
- 労働者が安心して相談ができるよう、相談があった場合の個人情報の取扱いや情報管理の在り方
- 労働者から女性特有の健康課題について相談があった場合の対応手順や支援制度の整備

なお、相談対応にあたり、専門医の診断があればより具体的な対応につながることから、労働者からの相談にあたって専門医の診断書を持参することが望ましく、相談にあたっての専門医の診断書の取扱いについても、あらかじめ話し合うことが望ましいです。

4.3.管理職向け研修と全従業員向け研修

4.3.1.管理職向け研修の重要性：

相談しやすい職場風土を醸成するためには、管理職の理解を深めることが重要です。

管理職は、部下の日常の業務遂行状況を最も把握しており、不調の最初の相談相手となることが多い存在です。また、業務内容の変更や働き方の調整といった具体的な配慮を決定・実行する権限と責任を持ち、支援プロセスの中心的な役割を担います。したがって、管理職が適切な知識とスキルを持つことが、支援の成否を大きく左右します。事業者は、管理職研修を最重要課題の一つとして位置づけ、継続的に実施する必要があります。

4.3.2.管理職研修の具体的な内容：

知識の習得：

- 女性特有の健康課題（月経随伴症状、更年期障害等）に関する医学的な基礎知識
- 健康課題が業務パフォーマンスに与える影響（プレゼンティーズム等）
- 関連する法令（労働契約法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等）
- 利用可能な社内制度（休暇、勤務制度）や相談窓口（産業保健スタッフ、人事）に関する情報

スキルの向上：

- **傾聴とコミュニケーション：**部下が安心して相談できるような信頼関係を築くための傾聴スキル、ハラスメントと受け取られないための適切な声かけの方法
- **問題解決と調整：**相談内容に基づき、本人、人事、産業保健スタッフと連携し、業務への影響を最小限に抑えつつ、実効性のある配慮（実施プラン）を策定・調整するスキル
- **個人情報保護：**知り得た情報の適切な取り扱いと、守秘義務の重要性の理解

例えば、具体的な仮想事例を用いたロールプレイングやグループディスカッションを通じて、相談受付からプラン策定、フォローアップまでの一連の流れを実践的に学ぶ。

4.3.3.全従業員向け研修：

e ラーニングやセミナー等を通じて、女性特有の健康課題に関する正しい知識を普及させ、職場全体のヘルスリテラシーを向上させます。これにより、無理解や偏見に基づく言動を防ぎ、協力的な雰囲気（ピアサポート）を醸成します。

4.4.相談体制の整備

4.4.1.相談窓口の明確化：

人事労務部門、産業保健スタッフ、外部 EAP（従業員支援プログラム）など、複数の相談窓口を設け、従業員が選択できるようにします。相談窓口の存在と連絡先を全従業員に周知徹底します。

相談窓口については、相談が外部に漏れないよう、個室の相談室を確保する、オンラインでの相談を可能にするなどの配慮を行います。

4.5.支援制度の整備

4.5.1.休暇制度の整備：

- **生理休暇：**

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 68 条に基づく休暇制度で、「使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときには、その者を生理日に就業させてはならない」とされています。

生理による苦痛の程度、就労の難易やその期間は個人によって異なるものであり、客観的な一般基準は定められていません。そうしたことから、就業規則その他により生理休暇の日数を限定することは許されていません。休暇の請求は、必ずしも暦日単位で行われなければならないものではなく、半日又は時間単位での請求も可能です。

「ウェルネス休暇」などと名称を変更することで、休暇の取得をしやすくする方法も有効です。

- **時間単位の年次有給休暇：**

労働基準法に基づく年次有給休暇は、1 日単位が原則ですが、労使協定の締結により、1 時間単位で付与することが可能となります（年 5 日の範囲内）。

- **傷病休暇・病気休暇：**

事業主が自主的に設ける法定外の休暇であり、入院や通院のために、年次有給休暇とは別に休暇を付与するもの。取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）等は事業場ごとに異なります。

4.5.2.勤務制度の整備：

- **時差出勤制度：**

事業主が自主的に設ける勤務制度であり、始業及び終業の時刻を変更することにより、身体に負担のかかる通勤時間帯を避けて通勤するといった対応が可能となる。

- **短時間勤務制度：**

事業主が自主的に設ける勤務制度であり、療養中又は療養後の負担を軽減すること等を目的として、所定労働時間を短縮する制度である。

- **在宅勤務制度：**

事業主が自主的に設ける勤務制度であり、パソコン等の情報通信機器を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方（テレワーク）により、自宅で勤務することで、通勤による身体への負担を軽減することが可能となる。

- **フレックスタイム制：**

労働基準法に基づくフレックスタイム制は、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度。

5. 専門医を受診した労働者からの相談対応

ステップ 1：労働者からの相談・申出

（女性特有の健康課題に係る専門医受診前）

女性特有の健康課題で職場において困っている労働者が、事業者女性特有の健康課題に関する相談を行うことは、健診担当医（健診機関で健康診断を担当する医師産業医が健康診断を実施する場合も含みます。）に相談する場面以外であっても、事業者直接に相談することが可能です。一方、職場への配慮の申出は、労働者が事前に医療機関を受診し、自身の健康状態を把握していることが望ましいため、女性特有の健康課題について、労働者から管理職や相談窓口相談があった場合であっても、本人がまだ専門医への受診を行っていない場合には、本人の希望にも配慮しつつ、専門医への受診勧奨を行います。

（女性特有の健康課題に係る専門医受診後）

労働者が専門医の診断書を持って管理職や相談窓口相談します。管理職が対応した場合は、相談を受けた時点で一人で抱え込まず、本人の同意を得て、人事部門や産業保健スタッフと連携して対応します。

- **ポイント：**相談者は「どうしてほしいか」を具体的に伝えることが難しい場合があります。管理職はまず傾聴し、安心感を与えることが重要です。

また、ステップ 2 への移行を円滑にするため、相談窓口を産業保健部門などに設置して、労働者が直接、産業医や産業保健スタッフに相談できるようにすることも可能です。

ステップ 2：業務上の支障と配慮の検討

産業保健スタッフや人事労務担当者が中心となり、本人と面談します。

- **本人から聴取する内容：**
 - どのような症状が、いつ、どの程度あるか。
 - それにより、どのような業務に支障が出ているか。
 - 希望する配慮は何か（本人が具体的に言えない場合は、後述の「配慮の例」を提示し、選択肢を示すことも有効）。

- 配慮は本人と話し合いの上、労働者も事業者も納得感のある配慮を実施することが望ましい。

- **医療情報の取扱い:**

- 原則として、労働者本人から主治医の診断や助言に基づいた就業上の配慮に関する情報を提出してもらいます。診断名や治療内容などの詳細な医療情報が必ずしも必要なのではなく、重要なのは「症状によって、どのような業務への配慮が必要か」という医学的な見地からの情報です。
- 事業場として医学的判断が必要な場合や、本人から提供された情報だけでは判断が難しい場合は、本人の同意を得た上で、産業医を通じて主治医に「意見書（勤務情報提供書を添えることが望ましい）」を依頼し、より具体的な意見を求めます。

ステップ 3 : 支援の実施

支援を開始します。必要に応じて、予め支援プランを作成しておくことが望まれます。

- **フォローアップ:** 定期的に（例：1 ヶ月後、3 ヶ月後）本人及び管理職と面談し、プランの効果や新たな問題がないかを確認します。
- **プランの見直し:** 症状や業務の状況は変化するため、状況に応じて柔軟にプランを見直します。

6.職場環境の改善

ステップ 1：健診機関との連携・集計情報の活用

（基本的な考え方）

健診機関が実施した女性の健康問診の結果は、健診機関から事業者に直接提供されません。

一方、望ましい職場環境の拡充等の観点から、女性特有の健康課題に配慮した職場環境を積極的に推進する企業においては、労働者に説明した上で、女性特有の健康課題に係る質問における労働者の回答を集計した情報（以下「集計情報」という。）を健診機関より入手し、取組みに活用することが考えられます。ただし、この場合でも、労働者の個人情報に配慮するために、受診できる健診機関が複数ある場合を含め、1つの健診機関あたりの受診者が例えば10人未満の場合など個人が特定されやすい場合は、健診機関から集計情報の提供を求めてはいけません。

また、労働者が自分の回答を集計情報に使用されたくない場合は、これらの集計情報から当該労働者の情報を外す必要があります。よって、健診機関に集計情報の提供を求める場合は、事前の本人の意思の確認等について、労働者の個人情報に配慮しつつ、その確認行為の実施分担や手段についてあらかじめ健診機関と相談して取り決めておく必要があります。

（具体的な実務）

- ・ 衛生委員会等を通じた労使の十分な話し合い
- ・ 健診機関との連携
- ・ 個人が集計を拒否する場合であって、当該個人情報を使用しない場合の手続き

ステップ 2：職場改善

厚生労働省の『働く女性の心とからだの応援サイト』では企業の取り組み事例が紹介されています。また、後述の「具体的な配慮の選択肢」には、個別の労働者に対する配慮の具体例を掲載しています。これらの情報は職場環境の改善を進める上で有用ですが、実際

の職場環境や労働者の状況は事業場ごとに異なるため、最適な対応も一様ではありません。したがって、これらの資料を参考にしつつ、衛生委員会等を通じて労使で十分に話し合い、柔軟に対応を検討していくことが重要です。

【参考】具体的な配慮の選択肢

1.物理的・環境的配慮

症状・困りごと	配慮の例
ホットフラッシュ、発汗、のぼせ、体温調節困難	● 空調の温度設定を柔軟に変更、または個人が調整できるエリアへの座席移動 ● 卓上扇風機や冷却シート、ひざ掛け等の使用許可 ● 通気性の良い素材や、重ね着で調整しやすい制服・服装規定の緩和 ● こまめな水分補給や一時離席の許可
腹痛、腰痛、頭痛などの痛み	● 休憩を柔軟に取得できる運用（時間や回数） ● 休憩室に横になれるスペース（ソファ、簡易ベッド）を確保※ ※労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第618条では、事業者は、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者が床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならないとされています。 ● カイロやブランケットの使用許可 ● 身体的負荷の大きい業務（重量物の運搬、長時間の立ち仕事）の一時的な軽減・免除
頻尿、経血漏れの不安	● トイレに近い座席への配置 ● 業務中の離席を気兼ねなくできる雰囲気づくり ● トイレに生理用品を常備 ● 万が一に備え、更衣室やロッカーに予備の制服や衣服を置けるようにする
めまい、立ちくらみ、倦怠感	● 休憩の柔軟な取得 ● 危険作業（高所作業、機械操作等）の一時的な制限 ● 移動の多い業務の軽減 ● 在宅勤務の活用

集中力・記憶力の低下（ブレインフォグ）	● 業務マニュアルやチェックリストの整備 ● 一度に多くの指示を出さず、タスクを細分化して依頼する ● 複雑な判断を要する業務の一時的な軽減 ● 静かな環境で作業できるよう配慮（座席変更、イヤホンの使用許可など） ● 会議の議事録や指示内容を文書で共有する
気分の落ち込み、不安、イライラ	● コミュニケーションにおける配慮（高圧的な言い方を避ける、評価のフィードバックは1対1で行うなど） ● 対人ストレスの大きい業務（クレーム対応など）の一時的な軽減 ● 定期的な1on1ミーティング等で、業務の悩みを聞く機会を設ける ● 産業保健スタッフ等との面談を勧める

2.働き方・業務に関する配慮

業務量の調整: 一時的に業務量を8割程度に減らす、締切のある（または締め切りの短い）業務の担当を減らすなど。

業務内容の調整: 顧客対応から内勤へ、複数のプロジェクト兼務から単一の担当へ調整するなど。

働き方の調整: テレワーク導入、症状の重い日の午後出社や早退を認めるなど。

7.Q&A

I.制度の目的と企業の役割について

Q1：なぜ、女性の健康問診の結果を会社に提供してもらえないのですか？

A1：この問診は、労働者本人の気づきを促し、セルフケアを支援することを目的としています。回答内容は非常にデリケートな個人情報であり、個人情報保護の観点から、本人の同意なく事業者提供されることはありません。

Q2：会社として、この問診の実施にあたり、法的に何か義務がありますか？

A2：いいえ、この問診の実施は事業者が法的に義務付けられているものではありません。しかし、生産性向上を目指す「健康経営」の観点から、実施することが推奨されています。

Q3：女性の健康問診を実施することで、会社にどんなメリットがありますか？

A3：従業員が自身の健康課題に気づき早期に対処することで、プレゼンティーズム（出勤しているが生産性が低い状態）やアブセンティーズム（欠勤）の改善が期待できます。また、女性従業員が働きやすい職場環境であることを示し、人材の定着や採用力の向上にも繋がります。

Q4：男性従業員から「女性だけ優遇されているようで不公平だ」という声が出た場合、どう説明すればよいですか？

A4：「性別に関わらず、すべての従業員の健康を支援するのが会社の方針です。今回は、女性特有の健康課題について、専門家につながるきっかけを作るための国が推奨する取り組みを導入したものです」と説明してください。

II.従業員への対応と環境整備について

Q5：従業員から診断書が提出され、「月経困難症のため、在宅勤務を増やしたい」と相談されました。どのように対応すべきですか？

A5：まずは本人の体調を気遣い、相談してくれたことに感謝を伝えてください。その上で、診断書の内容を基に、産業医や主治医の意見も参考にしながら、本人と具体的な業務内容や頻度について話し合い、可能な範囲での配慮（在宅勤務、時差出勤、業務量の調整など）を検討しましょう。

Q6：「更年期障害で集中力が続かない」という相談がありました。配置転換などを検討すべきですか？

A6：本人の意向を踏まえない配置転換は不利益な取り扱いと見なされる可能性があります。まずは本人が現在の職場で働き続けられるよう、業務量の調整や休憩の取り方の工夫など、環境改善を検討するなど、順を追った対応をするのがよいでしょう。

III.健診機関との連携とデータ活用について

Q7：女性特有の健康課題に関する問診に「『はい』と答えた人の数や割合」を教えてください。もらうことはできますか？

A7：個人が特定されない統計データであれば、健診機関に依頼して提供してもらうことは可能です。事前に健診機関との契約で、どのようなデータをどの範囲で提供してもらうかを取り決めておきましょう。

Q8：女性特有の健康課題に関する問診の集計結果を、今後どのように活用すればよいですか？

A8：例えば、「40代の『はい』の割合が高い」という結果が出れば、管理職向けに更年期症状に関する研修を行ったり、「労働者数に対して『はい』の回答の割合が多い」のであれば、研修や相談窓口の充実を検討したりするなど、客観的なデータに基づいた健康施策の立案に活用できます。

参考資料：

資料 女性特有の健康課題に係る事業場の対応等に係る支援機関等

医療機関を受診しても解決しがたい課題があったりほかの意見を聞きたかったりという事情などがあるときには、外部支援機関を活用することが可能です。女性特有の健康課題の対応等に係る労働者や事業者が利用できる主な支援制度及び支援機関の一覧です。

1. 労働者が利用できる支援制度・機関

類型	名称	概要
医療機関	労災病院の治療就労両立支援センター	労災病院併設の治療就労両立支援センターでは、治療と仕事の両立支援を実施するとともに、事例を集積し、両立支援マニュアルの作成・普及を行っています。
支援機関	健康増進法に基づき市町村が行う健康相談窓口	当該市町村の区域内に居住地を有する 40 歳～64 歳までの者を対象として、健康相談を行っています。
支援サイト	産業保健総合支援センター	都道府県の産業保健総合支援センター(さんぽセンター)において、治療と仕事の両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような支援を行っています。 ・関係者からの相談対応 ▶労働者健康安全機構ウェブサイト https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx
	女性の健康推進室ヘルスケアラボ	女性の健康に関する情報を提供しています。 ▶ウェブサイト https://w-health.jp/
	働く女性の心とからだの応援サイト	企業や労働者等が女性の健康課題の知識を得られ、働きやすい職場環境につなげるために必要な情報を提供しています。 ▶ウェブサイト https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/
	女性の健康保持増進のためのサイト	職域における女性の健康課題のとりえ方と対処法について記載しています。 ▶ウェブサイト https://www.ryoritsu.dohcuoeh.com/closing_the_gender_gap/

2. 事業者が利用できる支援制度・支援機関

(1) 利用可能な支援制度

制度	概要
団体経由産業保健活動推進助成金	事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による研修や職場環境改善支援等の費用・事務の一部を委託する費用の一部を助成
両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	不妊治療に加え、女性の健康課題である月経に起因する症状や更年期における心身の不調への対応と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、女性の健康課題対応等を図るために利用可能な休暇制度等を導入し、労働者に制度を利用させた中小企業事業主に対する助成
くるみん助成金（中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業（内閣府所管助成事業）	「くるみん認定」「くるみんプラス認定」「プラチナくるみん認定」「プラチナくるみんプラス認定」を受けた中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）に対する助成

(2) 利用可能な支援機関

機関	概要
産業保健総合支援センター	都道府県の産業保健総合支援センター(さんぽセンター)において、以下のような支援を行っています。 ・事業者等に対する啓発セミナー ・産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修 ・関係者からの相談対応 ・女性の健康課題に取り組む事業場への個別訪問指導 ▶労働者健康安全機構ウェブサイト https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx 